

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの
令和3年度に係る業務の実績に関する評価書（案）

農林水産省

様式3－1－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価の概要

1. 評価対象に関する事項				
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター			
評価対象事業年度	年度評価	令和3年度		
	主務省令期間	令和2年度～令和6年度		

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣	農林水産大臣			
	法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 平中 隆司
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 坂本 延久

3. 評価の実施に関する事項				
独立行政法人農林水産消費安全技術センター(以下「FAMIC」という。)から提出のあった自己評価書を基礎として、所管部局である消費・安全局が中心となって評価を行い、評価点検部局である大臣官房広報評価課で評価の点検を行った。評価の実施に当たっては、理事長・監事・担当部門のヒアリング及び有識者からの意見聴取を実施した。				

4. その他評価に関する重要事項				
—				

様式3-1-2 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	A：事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	(参考) 主務省令期間における過年度の総合評定の状況			
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		A	A		
評定に至った理由	項目別評定20項目のうち、業務部門（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）：Aが4項目、Bが3項目、管理部門（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）：Bが12項目、評価の対象外が1項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づきAとした。具体的な評価基準は別添1のとおり。				

2. 法人全体に対する評定	
法人全体の評価	行政執行法人として、肥料及び土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視に関する業務、日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務、その他の業務の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り的確に業務を遂行することができている。特に、輸入依存度の高い国からの肥料原料の輸入の停滞に関する緊急対応及び熊本県知事から農林水産大臣に対する要望を受け、あさりの産地判別に関する科学的知見の提供に関する緊急対応を実施するなど、農林水産行政施策の推進に大きく貢献していると評価した。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	－

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	・飼料の立入検査業務は、法律に基づく業務であり、立入検査に係る結果報告が標準処理期間内に終了しなかったことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様のミスが起らないように対策を行うこと。
その他改善事項	－
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	－

4. その他事項	
監事等からの意見	－
その他特記事項	

様式3-1-3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定総括表

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
Ⅰ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料及び土壌改良資材関係業務	A	A				第 1-1-(1)	
農薬関係業務	A	A				第 1-1-(2)	
飼料及び飼料添加物関係業務	A	B				第 1-1-(3)	
食品表示の監視に関する業務	A	A				第 1-2-(1)	
日本農林規格、農林水産物及び 食品の輸出促進等に関する業務	A	A				第 1-2-(2)	
食品の安全性に関するリスク管理に 資するための有害物質の分析業務	B	B				第 1-3	
その他の業務	B	B				第 1-4	

年度目標（事業計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度		
Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営コストの縮減	B	B				第2-1	
人件費の削減等	B	B				第2-2	
調達等合理化の取組	B	B				第2-3	
Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項							
保有資産の見直し等	B	B				第3-1	
自己収入の確保	B	B				第3-2	
予算（人件費の見積りを含む。）収支 計画及び資金計画	B	B				第3-3	
短期借入金の限度額	－	－				第3-4	
Ⅳ. その他の事項							
職員の人事に関する計画（人員及び人 件費の効率化に関する目標を含む。）	B	B				第4-1	
内部統制の充実・強化	B	B				第4-2	
業務運営の改善	B	B				第4-3	
情報セキュリティ対策の推進	B	B				第4-4	
施設及び設備に関する計画	B	B				第4-5	
積立金の処分にに関する事項	B	B				第4-6	

様式３－１－４－１ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和３年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

１．当事務及び事業に関する基本情報			
第１－１－（１）	肥料及び土壌改良資材関係業務		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 １ 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号。以下「センター法」という。） 第 10 条第 1 項第 7 号並びに第 2 項第 3 号及び第 7 号 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号。旧「肥料取締法」。以下「肥料法」という。） 地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ⑥ 肥料の法改正に伴う業務 ⑦ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 ⑧ 調査研究業務	関連する政策評価・行政事業レビ ュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 3-④ 行政事業レビューシート事業番号：0069

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	2 9年度	3 0年度	元年度	2 年度	3 年度		2 9年度	3 0年度	元年度	2 年度	3 年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (2/2)	実績なし	実績なし	100% (2/2)	100% (1/1)	予算額(千円)	636,174	630,591	607,967	644,648	615,373
②ア 登録関係業務(登録調査)	20 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/調査指示件数）	100% (992/992)	100% (758/758)	100% (703/703)	100% (709/709)	100% (569/569)	決算額(千円)	591,413	565,652	590,739	608,796	610,379
②イ 登録関係業務(生産工程変更相談)	処理率	100%（処理件数/生産工程変更相談件数）	100% (1,998/1,998)	100% (1,926/1,926)	100% (2,122/2,122)	100% (1,626/1,626)	100% (1,396/1,396)	経常費用(千円)	638,543	595,268	610,854	580,377	596,797
③ 肥料の立入検査等業務	36 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	100% (306/306)	100% (295/295)	100% (264/264)	100% (160/160)	100% (198/198)	経常利益(千円)	11,019	10,638	17,292	39,494	21,842
④ 土壌改良資材の立入検査業務	VA 菌根菌以外：30 業務日以内 VA 菌根菌：65 業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査件数）	100% (30/30)	100% (30/30)	100% (26/26)	100% (26/26)	100% (21/21)	行政コスト(千円)	—	—	1,087,021	587,888	604,541
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務(大臣確認指示及び理事長確認申請受付)	処理率	100%（報告件数及び処理件数/大臣確認指示件数及び理事長確認申請受付件数）	大臣確認指示：100% (5/5) 理事長確認申請：100% (47/47)	大臣確認指示：100% (6/6) 理事長確認申請：100% (50/50)	大臣確認指示：100% (3/3) 理事長確認申請：100% (44/44)	大臣確認指示及び理事長確認申請 100% (7+53/7+53)	大臣確認指示及び理事長確認申請 100% (9+37/9+37)	行政サービス実施コスト(千円)	670,188	624,690	—	—	—
⑥ 肥料の法改正に伴う業務	肥料の法改正に伴う業務の実施状況	—	—	—	—	農林水産省からの要請に基づき、調査等を実施	農林水産省からの要請に基づき、調査等を実施	従事人員数	63	57	57	56	58
⑦ア 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(手引書の汚泥肥料新規登録業者への周知及び品質管理の普及)	肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況	—	新規業者：22 件 汚泥肥料生産業者：202 件	新規業者：22 件 汚泥肥料生産業者：182 件	新規業者：23 件 汚泥肥料生産業者：171 件	新規業者：13 件 汚泥肥料生産業者：101 件	新規業者：11 件 汚泥肥料生産業者：125 件						
⑦イ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(事業者からの申出に対する調査等)		—	仮登録：1 件 肥効試験：1 件 公定規格：実績なし	仮登録：実績なし 肥効試験：1 件 公定規格：実績なし	仮登録：実績なし 肥効試験：実績なし 公定規格：2 件	実績なし	実績なし						

⑦イ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(農林水産省が行う公定規格改正調査)	—	2 件	1 件	実績なし	実績なし	実績なし	
⑦ウ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(汚泥肥料中の放射性セシウム測定)	—	55 件	48 件	40 件	21 件	26 件	
⑦エ(ア) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(クロビラリド測定)	—	53 件	31 件	23 件	11 件	12 件	
⑦エ(イ) 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務(取組周知)	—	100 件	52 件	31 件	19 件	14 件	
⑦オ その他肥料の安全確保等に関する業務(外部精度管理に関する技術的助言)	—	—	—	—	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	農林水産省からの要請に応じ、技術的助言等を実施	
⑧ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	11 件	12 件	12 件	11 件	10 件

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務 (1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料関係業務について、肥料法に基づき、肥料の品質等を確保するとともに、その公正な取引と安全な施用を確保し、農業生産力の維持増進に寄与するとともに、国民の健康の保護に資するため、以下のとおり肥料の検査等業務を行う。 また、土壌改良資材関係業務について、地力増進法（昭和39年法律第34号）に基づき、農業生産力の増進と農業経営の安定を図るため、以下のとおり土壌改良資材の検査等業務を行う。 なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務 肥料及び土壌改良資材関係業務の実施に当たっては、農林水産省等関係機関との連携を密に行い、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組むものとする。 なお、肥料の制度見直しに伴う肥料の検査等業務について、農林水産省からの要請に応じ、検討・提案を行う。	<定量的指標> ○肥料関係業務の実施 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定： A 根拠：◇小項目1（項目）×4点（S）＋小項目3（項目）×3点（A）＋小項目5（項目）×2点（B）＝ 23点 A：基準点（18）×12/10≦ 各小項目の合計点（23） <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めながら、立入検査業務を円滑に遂行し、制度見直しに係る情報として生産事業者等にリーフレットを配布する等の情報提供を行い周知することにより、法改正後の制度の適切な運用に貢献した。また、業務の効率化の実現として、FAMIC が有する知見や技術を生かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効率的かつ効果的に成果を挙げ、肥料の品質等の保全と適正な流通、施用に貢献した。		評定	A
<評定に至った理由> 9の小項目のうち、Sが1項目、Aが3項目、Bが5項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。						
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100% （報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 農林水産省からの緊急要請を受けて次の業務を実施した。 【実施率100%（1/1）】 「肥料原料の調達不安定化に伴う肥料登録手続きの緊急対応について」（令和3年12月28日付け3消安第5161号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）の要請により、依存度の高い国からの輸入肥料の代替措置として緊急的な肥料登録業務に対応した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 依存度の高い国からの肥料原料輸入が停滞したため、今春に用いる肥料（以下「春季用肥料」という）の原料不足及び原料価格高騰により肥料の安定供給に影響が生じた。このため、春季用肥料の安定的な生産・供給のため利用頻度の高い特定の肥料原料（尿素及びりん酸アンモニア）の代替品の早急な確保が必要となり、代替肥料の輸入登録について登録手続期間の短縮が必要となった。 春季用肥料の安定的な供給に向けた緊急的な措置として、通常の肥料登録手続きと並行して代替肥料の輸入登録手続きを従来の45日から23日に短縮処理することについて、緊急要請通知発出以前の12月初旬に農林水産省から相談を受け、12月末の通知発出までの短期間に農林水産省担当部局と協議を行い、登録申請受付から調査・報告・登録までの具体的な手続期間の短縮スケジュール及び対応手順を農林水産省に提案した。 さらに、肥料登録申請受理後は、短縮された登録手続き期間内に申請内容の適合性を確認するため、登録申請に必要な書類の事前確認を行うとともに、対応者及び対応事項を明確にし、遅滞なく処理できる体制を整え緊急の要請に対応した。事前相談において必要な分析項目の不備を確認し追加の分析項目の指示を早急に実施することにより、農林水産省から要請の		<評定と根拠> 評定： S 根拠：農林水産省からの要請に対する実施率は100%であり、輸入依存度の高い国からの肥料原料の輸入の停滞に伴う緊急的な肥料の輸入登録業務に対応し、登録手続期間を大幅に短縮したことにより、逼迫した肥料の供給状況を改善し肥料の安定的な供給に貢献した。これにより、計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。	① 農林水産省からの緊急要請について、1件実施し、農林水産省からの要請に対する報告の実施率は100%である。 なお、春季用肥料の安定供給のため、農林水産省から要請書の通知の事前準備として、短期間で登録手続期間を45日から概ね23日程度に短縮するスキームを構築し、申請があれば早急に対応できる体制を構築したことは評価できる。 さらに、登録手続きにおいては、緊急対応ということで不慣れな事業者に対して、申請書類の不備を的確に指導し、15日という短期間に手続きを終了することにより、逼迫した肥料の供給状況の改善

			あった処理期間である 23 日をさらに短縮した 15 日で手続を終了し、肥料の円滑な供給に大きく貢献した。		及び肥料の安定的な供給体制の構築に貢献した。 このことから、事業計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。(評定：S)
② 登録関係業務 ア 肥料法第 7 条第 1 項の規定に基づく肥料の登録申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から 20 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。	② 登録関係業務 ア 肥料法第 7 条第 1 項の規定に基づく肥料の登録等申請に係る調査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、申請受付から 20 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため「肥料登録システム」を活用し、速やかに調査を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内(20 業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/調査指示件数)	<主要な業務実績> ②ア 登録等申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い 569 件実施した。 調査の実施においては、「肥料登録システム」上の業者の氏名及び住所、生産事業場の名称及び住所等の基本データを活用し、全て 20 業務日以内に農林水産大臣に報告した。 【処理率 100% (569/569)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。	②ア 登録関係業務について、登録申請に係る調査を 569 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100 % であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)
イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。	イ 登録を受けた肥料について、当該肥料を生産する事業者より、原料や生産工程の変更に係る相談があった場合は、当該変更に伴い登録が維持されるか否かについての技術的助言を行う。	<定量的指標> ◇処理率：100% (処理件数/生産工程変更相談件数)	イ 原料や生産工程の変更に係る相談については、1,396 件実施した。 変更内容に対する相談においては、過去の登録状況、原料の使用実績データを活用して技術的助言を行った。 【処理率 100% (1,396/1,396)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：生産工程等の変更に係る相談の処理率は 100% であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 登録関係業務について、原料や生産工程等の変更に係る相談を 1,396 件実施し、処理率は 100 % であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)
③ 肥料の立入検査等業務 肥料法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づく立入検査等(生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後 36 業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 肥料の立入検査等業務 肥料法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づく立入検査等(製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査等を含む。)は、農林水産大臣の指示に従い、生産工程の検証をするとともに農林水産省が肥料法第 29 条に基づき報告聴取を行った事業者に対しては再発防止策履行状況の確認を含め適正に実施する。また、立入検査等の結果(収去品の分析・鑑定結果を含む。)を立入検査終了後 36 業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、業務の進行管理を適切に行う。 立入検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、改善を要する事項が認められた場合は技術的助言を行う。 また、立入検査手法の妥当性を検証し、必要に応じて改善を図る。	<定量的指標> ◇標準処理期間内(36 業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	<主要な業務実績> ③ 肥料法第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、198 件を適正に実施した。 その際、平成 29 年度に見直した肥料立入検査規程に従い、製造指示書による生産工程の検証及び違反の発生リスクに重点を置いた立入検査を実施した。肥料法違反の疑義情報を受けて実施した立入検査では、他の業務に優先して検査職員を確保し、迅速かつ効率的に立入検査を実施した。 立入検査に係る収去品の分析・鑑定に当たっては、基準違反となった場合の影響を考慮し、(ア)人畜に有害な成分(ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛)、(イ)その他の有害成分(ニッケル、クロム等)、(ウ)その他の成分(窒素、りん酸等)の優先順位で試験を行うなどにより業務の進行管理を適切に行い、全ての結果を 36 業務日以内に農林水産大臣に報告した。特に、疑義情報を受けて実施した立入検査で収去した肥料及び原料については、分析・鑑定を迅速に実施した。 (表 1-1-(1)-1 参照) 【処理率 100% (198/198)】 検査結果を速やかに被検査者に通知するとともに、原料の記載不正確、保証成分量不足等の改善を要する事項が認められた事業場に対して、技術的助言を行った。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は 100% であることに加え、法改正により新設された指定混合肥料の立入検査マニュアル及びチェックシートの見直しを行うことにより、検査業務の改善を行った。また、FAMIC の立入検査の知見を活用した研修を地方農政局職員に対して実施することにより、立入検査業務を円滑化し、肥料の安全性の確保に貢献した。 以上のことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	③ 肥料の立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い 198 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100 % である。 さらに、FAMIC の立入検査の知見を活用した研修を地方農政局職員に対して実施することにより、立入検査業務を円滑化し、肥料の安全性の確保に貢献した。 これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。(評定：A)

			また、肥料立入検査システムについて、立入検査現場での対応事例等を農林水産省に情報提供し打合せに参加することにより、効率的なシステム開発及び運用に協力した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 令和2年12月の法改正により指定混合肥料が廃設されたため、立入検査の際に指定混合肥料の生産状況、生産計画等について調査を行い、既存の検査実施マニュアル、表示チェックシート等について、事業者の実態を踏まえた内容とするよう見直しを行った。 また、地方農政局等や都道府県担当者にとって、指定混合肥料の検査業務は新たな業務となるため支援が必要となった。このため、地方農政局等の研修会で使用する資料をFAMICが作成するに当たり、市場に流通している肥料の保証票、製造設計書等を参考に実際の立入検査を想定した内容とするとともに、農林水産省、関東農政局を交えて意見交換を行って情報を共有することにより基準を統一して立入検査における検査・指導内容に差異が生じないよう工夫した。これにより地方農政局等や都道府県担当者の立入検査スキルの向上に貢献した。 さらに、別途実施した地方農政局等に対する立入検査に関する QIT に際して、FAMIC 各地域センターで研修資料の作成を分担することにより、FAMIC 担当者の法改正内容への理解を促し、立入検査スキルの向上に繋げた。 なお、QITの実施にあたって、実地での研修だけでなく、オンラインでの研修を実施することにより受講機会の拡大を図った。		
④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告する。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小量に限り入手し、試験する。	④ 土壌改良資材の立入検査業務 地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項の規定に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、集中的な集取品の試験等により迅速化を図り、立入検査の結果を立入検査終了後30業務日以内（試験の実施に長期間を要するVA菌根菌資材の場合は65業務日以内）に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。検査等業務の適正な執行に必要不可欠であり、かつ、被検査者が検査の対象である土壌改良資材の譲渡に同意した場合、当該資材を試験のために必要な最小限に限り入手し、試験する。 また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（VA菌根菌以外は30業務日以内、VA菌根菌は65業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査件数）	<主要な業務実績> ④ 地力増進法第17条第1項の規定に基づく立入検査（21件）は、農林水産大臣の指示に従い、法令遵守状況の確認等を製造現場の状況や記録を実地に確認する等により適正に実施した。集取品の試験（9件）については、検査項目に応じてまとめて分析する等により効率化・迅速化を図った。立入検査を行った21件全てについて業務の進行管理を適切に実施し、全ての検査結果を30業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、被検査者に対しても立入検査の結果を速やかに通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（7件）に対して技術的助言を行った。 なお、農林水産大臣からVA菌根菌資材の試験に係る指示はなかった。 【処理率100%（21/21）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 土壌改良資材の立入検査業務について、農林水産大臣の指示に従い21件実施し、標準処理期間内の処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、「肥料取締法に基づき普通肥料	⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を行う。	<定量的指標> ◇処理率：100%（報告件数及び処理件数／	<主要な業務実績> ⑤ 牛海綿状脳症の発生を防止するため、次の取組を実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：大臣確認指示及び理事長確認申請に対する報告	⑤ 牛海綿状脳症の発生防止関係業務について、農林水産大臣が指示した製造事業場8件

の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)及び「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	ア 「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する告示等の施行について」(平成16年2月26日付け15消安第6398号農林水産省消費・安全局長通知)に基づき、牛、めん羊及び山羊の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合しないこと等に関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施する。その報告をもとに農林水産大臣が製造基準に適合すると認め確認書を交付した場合にあっては、その製造事業場を公表する。 イ 「ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて」(平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)に基づき、肥料用の肉骨粉等の家畜飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等の製造基準適合確認検査を申請に基づき行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	大臣確認指示件数及び理事 長確認申請受 付件数)	ア 牛の部位を原料とする肥料に脊柱等が混合しないことに関し、農林水産大臣から指示があった製造事業場(9事業場)全てについて製造基準適合確認検査を実施し、適否を付して検査結果を農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣からの確認書の交付状況をホームページで公表した。 イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、確認申請を受け付けた肥料原料用の肉骨粉等の製造事業場(37事業場)に対して製造基準適合確認検査を実施し、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページに公表した。 【処理率100%((9+37)/(9+37))】	等の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	及び確認申請を受けた製造事業場に対する製造基準適合確認検査を37件実施し、処理率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 (評定：B)
⑥ 肥料の法改正に伴う業務 肥料の法改正を受けて、農林水産省と連携して、以下の業務に取り組む。 ア 農林水産省からの要請により、以下の内容の見直しの検討に資する調査・情報提供などを行う。 (ア) 事業者による自主的な生産工程管理の拡大を踏まえた立入検査の実施方法 (イ) 立入検査においてサンプリングした肥料の分析に係る許容差 (ウ) その他見直しの検討に資するもの また、見直し後の制度に合わせた業務の運用の見直しを行う。 イ 肥料制度の見直しにより新たに	⑥ 肥料の法改正に伴う業務 肥料の法改正を受けて、農林水産省と連携して、以下の業務に取り組む。 ア 農林水産省からの要請により、以下の内容に関する調査・情報提供などを行う。 (ア) 事業者による自主的な生産工程管理の拡大を踏まえた立入検査の実施方法 (イ) 立入検査においてサンプリングした肥料の分析に係る許容差 (ウ) その他見直しの検討に資するもの また、見直し後の制度に合わせた業務の運用の見直しを行う。 イ 肥料制度の見直しにより新たに	<定性的指標> ◇肥料の法改正に伴う業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑥ 肥料の法改正に伴う業務 ア 見直しの検討に資する業務として、次の取組を実施した。 (ア) 事業者による自主的な工程管理の取組推進のため、立入検査の際、原料管理制度の周知を行った。 (イ) 農林水産省から許容差に係る調査の要請はなかった。 (ウ) 公定規格の見直しや原料規格の設定に際し、過去の登録における原料の使用状況や業者からの要望等を取りまとめて農林水産省に情報提供を行うとともに、令和3年12月に施行した改正内容に合わせ、立入検査等の業務を適切に実施できるよう、関係規程類の改正を行った。 また、副産系肥料における原料規格の適合性に係る情報を取りまとめ、肥料登録システムに掲載することにより農林水産省、地方農政局等及びFAMIC間での情報共有を行った。 イ 肥料制度の見直しに係る情報として、指定混合肥料や原料管理制度の情	<評定と根拠> 評定：A 根拠：法改正に係る情報を整理し農林水産省・地方農政局等間で共有することにより円滑に業務を遂行することに貢献した。 また、事業者に対して登録窓口・立入検査を活用し法改正の内容を周知することにより、新制度に則った安全性と品質の確保された肥料の供給に貢献した。これらにより、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	⑥ 肥料の法改正に伴う業務について、法改正に係る情報を整理し農林水産省・地方農政局等間で共有するとともに、事業者に対して登録窓口・立入検査において法改正の内容を周知している。 なお、法改正当初に想定していなかった、事業者からの問い合わせに対して、FAMICが有する技術的な知見を容易に検索できるようにしたことにより、農政局等間で運用の標準化が図られ、安全性及び品質の確保された肥料の供給に貢献した。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。(評定：

できることや遵守すべき内容について、立入検査時及び事業者対象の研修会等において周知を行うとともに、問合せへの対応を行う。事業者より収集した質問や意見について、制度運用の検討に資するために、農林水産省へ情報提供する。 ウ 令和2年度に施行された指定混合肥料について検査を実施しつつ、適切な立入検査が実施できるよう必要に応じて検査手順等の見直しを行う。 加えて、地方農政局等や都道府県による指定混合肥料の検査について、研修会の開催によるノウハウの水平展開や必要に応じて検査に同行するなど必要な支援を実施する。 エ イ及びウについて、地域センター間や担当者により対応にばらつきが生じないよう、更なる運用の統一を図る。 【重要度：高】 肥料法改正後の制度の適切な運用や、農家等のニーズに則した安全性や品質が確保された肥料の供給には、事業者への制度周知や問合せへのきめ細かい対応とともに、生産工程管理の実態を踏まえて立入検査方法を見直しつつ、地方農政局等や都道府県と連携して適切に取り組むことが重要である。 ⑥の業務は、上記の実現に資するものであることから、重要度が高い。	できることや遵守する内容について、立入検査時や事業者対象の研修会等において周知を行うとともに、問合せがあれば適切に対応する。 なお、事業者より収集した質問や意見については、農林水産省へ情報提供する。 ウ 令和2年度に施行された指定混合肥料について検査を実施しつつ、適切な立入検査が実施できるよう必要に応じて検査手順等の見直しを行う。 加えて、地方農政局等や都道府県による指定混合肥料の検査について、研修会の開催によるノウハウの水平展開や必要に応じて検査に同行するなど必要な支援を実施する。 エ イ及びウについて、地域センター間や担当者により対応にばらつきが生じないよう、更なる運用の統一を図る。		報等について、立入検査、研修会及び登録窓口においてリーフレット等を配付することで周知を行った。また、本部及び地域センターで肥料制度見直しに係る肥料関係業者からの質問・相談・意見等については、農林水産省が作成する肥料制度見直しに係るQ&A作成に資するため、取りまとめたうえ情報提供を行った。 ウ 立入検査の際に指定混合肥料の生産状況、生産計画等について調査を行い、既存の検査実施マニュアル、表示チェックシート等の見直しを行った。また、上記の資料を元に農林水産省、関東農政局を交えて意見交換を行い、立入検査において検査・指導内容に差異が生じないよう対応した。さらに、立入検査の実施内容について地方農政局等や都道府県担当者による検査を支援するため、研修会の演習で使用する検査手順や関連する模範書類等の資料を作成するとともに、地方農政局に対してFAMICの立入検査に同行又はオンラインによりQITを実施した。（再掲） エ 肥料制度の見直しに係る情報提供や問合せについては、検査注意事項での対応方法や問合せの内容を取りまとめて情報の共有を行って、地域センター間や担当者ごとのばらつきが生じないよう対応した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 法改正により大幅な公定規格の見直しが実施され、新たに副産系肥料の原料規格が定められた。これにより、更新申請にあたり事業者等から地方農政局等への改正内容に係る問合せが増加し、担当者が対応に追われることとなった。問合せ内容は技術的な内容が多く農政局担当者のみでの対応が困難でありFAMICの技術的な知見から助言を行った。また、原料規格の運用について当初想定していなかった内容の問合せが多く、地方農政局間及びFAMICとの間に運用の差異が生じないよう運用基準の平準化が必要であった。このため、地方農政局等及びFAMICがスムーズに肥料登録業務を行えるよう、副産系肥料における原料規格の適合性に係る情報を取りまとめ、農林水産省に報告するとともに、改正内容に関する質問事項を容易に検索できるよう取りまとめ、肥料登録システムのコミュニケーションツールに掲載して地方農政局・FAMIC各地域センターに情報共有した。 これらを有効に活用することで、事業者からの問合せ等について、地方農政局等及びFAMICの担当者が判断に迷うことなく統一的な見解を迅速に回答することにより、新制度に則った安全性や品質の確保された肥料の供給に貢献した。	A)	
⑦ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。	⑦ 肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務 肥料の安全性及び品質を確保し、肥料業者、農家等の労力・コスト低減などの利益に資するために、農林水産省と連携して以下の業務に取り組む。	<定性的指標> ◇肥料の安全性及び品質の確保に関する支援業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑦ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。 ア 「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、新たに汚泥肥料の登録申請を行った業者（11件）に対して、内容の周知を行った。 汚泥肥料登録業者の立入検査（125件）時に、「汚泥肥料中の重金属管理手引書」に沿った品質管理等の普及・指導を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：肥料の安全性及び品質を確保に関し、農林水産省と連携し支援業務を行ったことから、目標の水準を満たしている。	⑦ 肥料の安全性及び品質の確保に関し、農林水産省と連携し支援業務を行ったことから、目標の水準を満たしていると認められる。（評定：B）

ア 安全な肥料の生産を確保するため、農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成22年8月 農林水産省公表（平成27年3月改正）。以下「手引書」という。）について、新たに登録を受ける汚泥肥料生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に手引書に沿った取組の状況を確認し、品質管理の普及に努める。 イ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下「標準手順書」という。）に基づき対応する。また、肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、有害物質等に関する科学技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について恒常的に情報収集・整理するとともに、必要に応じて実態調査等を行える体制を構築する。	ア 安全な肥料の生産を確保するため農林水産省と連携し、有害成分を含有する可能性の高い汚泥肥料の生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」（平成22年8月 農林水産省公表（平成27年3月改正）。以下「手引書」という。）について、登録申請手の説明等とともに、新たに登録を受ける生産業者へ内容を周知する。また、立入検査の際に、手引書に沿った品質管理の取組状況の確認により、生産実態に応じた品質管理の普及に努める。 イ 農林水産省と連携し、事業者からの仮登録や公定規格改正の申出に対しては、「肥料の品質の確保等に関する法律に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」（平成26年3月 農林水産省消費・安全局農産安全管理課及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター肥飼料安全検査部公表。以下この項において「標準手順書」という。）に基づき、次の取組を行う。 (ア) 事業者からの仮登録の申請については、農林水産大臣の指示に従い、仮登録の妥当性に係る調査を実施し農林水産省に報告する。仮登録肥料の肥効試験については、農林水産大臣の指示に従い試験を実施するとともに、外部の有識者から意見を聴いた上で結果の取りまとめを行い農林水産省へ報告する。 また、仮登録申請の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。 (イ) 事業者からの公定規格改正の申出に対しては、標準手順書に基づき、外部有識者から意見を聞いた上で評価を行い農林水産省へ報告する。また、申出の相談事業者に対する手順の説明、周辺技術情報の整理等を行う。 (ロ) 肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するために、有害物			イ 次の取組を実施した。 (ア) 仮登録申請に係る調査（書類等）について、農林水産大臣の指示はなかった。 なお、法改正に伴い公定規格の見直し及び原料規格が定められたため「標準手順書」の改訂を行っており、仮登録申請について相談のあった事業者に対して、改訂内容を含めた手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。仮登録の申請が検討された使用実績のない副産物の利用に関して、標準手順書に基づき審査したところ、公定規格の改正により新設された副産肥料のうち、要植害確認原料を使用したものとしての登録となった。 仮登録肥料に係る肥効試験について、農林水産大臣の指示はなかった。 (イ) 事業者からの公定規格改正の申出はなかった。 なお、公定規格改正について相談のあった事業者に対して、手順等の説明を行うとともに、申請又は申出予定情報及び周辺技術情報を整理し、農林水産省へ報告した。 (ロ) 肥料中の有害物質等に由来する事故を未然に防止するため、肥料に関連する PFOS 及び PFQA の情報収集を行い取りまとめた。また、農林水		
--	--	--	--	---	--	--

ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、農林水産省と連携しつつ、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査で、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料の在庫がある場合は、当該汚泥肥料の放射性セシウムの測定を実施する。 エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。 (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査時等において、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全管理課長等	質等に関する科学的技術情報、国内の実態、諸外国の規制状況等について恒常的に情報収集・整理するとともに、必要に応じて実態調査等を行える体制を構築する。 ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、周辺地域の汚泥肥料生産事業場への立入検査において、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無を確認するとともに、肥料として出荷され採取できる汚泥肥料をモニタリング品として採取し、放射性セシウムを測定する。また、原料汚泥について、「汚泥肥料中に含まれる放射性セシウムの取扱いについて」（平成23年6月24日付け23消安第1893号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき管理されているかを確認する。 加えて、農林水産省から要請があった場合には、肥料等の放射性セシウムの測定を実施する。 エ 家畜ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害発生への対応として、農林水産省と連携しつつ以下の取組を行う。 (7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で、肥料として出荷された汚泥肥料等の在庫がある場合には、当該汚泥肥料等から試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定する。また、堆肥等に含まれるクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生が確認された場合、農林水産省の要請により、当該堆肥等のクロピラリドの含有量を測定する。 (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等の生産事業場への立入検査の際に、「牛等の排せつ物に由来する堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成28年12月27日付け消費・安全局農産安全	産省と協議しプロファイリングを用いた調査体制の構築を推進した。 ウ 汚泥肥料の放射性セシウム測定を26件実施し、農林水産省に報告した。また、立入検査において確認した汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定の有無や、通知に基づく原料汚泥の管理状況について、取りまとめて農林水産省に報告した。 なお、農林水産省から肥料等の放射性セシウム測定の要請はなかった。 エ 次の取組を実施した。 (7) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場への立入検査で12点試料を採取し、クロピラリドの含有量を測定し、結果を農林水産省に報告した。また、クロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害が確認されなかったため、農林水産省からクロピラリド測定の要請はなかった。 農作物の生育障害発生防止に努めるため、家畜ふんを原料として汚泥肥料等を生産する事業場に集中的かつ優先的に立入検査を実施し、クロピラリドが検出された事業場に対して園芸農家へ出荷の際、「使用に当たって作物の種類や施用量に留意するよう」に伝達するよう注意喚起を行った。 (イ) 家畜ふんを原料として使用している汚泥肥料等生産事業場14件に立入検査を実施し、全ての事業場に対し取組について周知した。			
--	--	--	--	--	--

連名通知)に記載された取組について周知する。 オ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料生産者に対し、技術的助言及び協力を行う。また、外部精度管理試験に参加する肥料生産者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。 【重要度：高】 肥料の安全性及び品質を確保するためには、有害成分を含有する可能性の高い肥料の品質管理が必要であり、また、未利用資源肥料の規格化に向けた安全性の確認を行うとともに環境への影響を配慮した技術的な助言を行い支援することが重要である。 ⑦の業務は、上記に貢献するものであることから、重要度が高い。	管理課長等連名通知)に記載された取組について周知する。 オ 農林水産省の要請により、肥料分析の信頼性確保又は技術向上のため、肥料の外部精度管理試験を実施する肥料生産者に対し、技術的助言及び協力を行う。また、外部精度管理試験に参加する肥料生産者、都道府県肥料検査指導機関及び分析機関に対する技術的助言を行い、肥料分析者の技術向上を図る。		オ 農林水産省からの要請に応じ、外部精度管理試験として、肥料事業者からなる協議会が主催した「共通試料による手合せ試験」に参画し、試料調製や成績を取りまとめ、検討会講評等の技術的助言を行った。その際に肥料等試験法の2020版から2021版への改正等について解説したことで分析担当者の技術的知見の向上を図った。また、上記の外部精度管理試験に都道府県肥料検査指導機関の参加を募集し、参加した肥料検査指導機関に成績の報告をした。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により実施が困難になったことから、本部管内の参加者に対して、対面とwebでの同時開催の形式により実施した。 また、都道府県の分析担当者に対して実施している研修については、窒素全量、りん酸全量、加里全量及びひ素の分析並びに内部精度管理及び外部精度管理についてe－ラーニング形式により実施した。このことにより研修の受講機会拡大を図った。		
⑧ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性を確保する上で必要な課題から9課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。 【重要度：高】 ⑧の業務は、国内で唯一の肥料分析の調査研究を行う部門として分析法の改良などを行うものであり、これらの成果は、「肥料等試験法」として毎年更新、公表され分析機関等にて利用されるなど、肥料の品質等の確保に必要不可欠であることから、重要度が高い。	⑧ 調査研究業務 肥料の検査等に関する調査研究については、肥料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの、肥料の有効性、安全性及び品質確保上必要な課題から9課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑧ 肥料の検査等に関する調査研究について10課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（「肥料等技術検討会」という。以下同じ。令和4年3月3日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) また、前年度の調査研究の成果により改良した分析法を追加し取りまとめた「肥料等試験法(2021)」について、肥料等技術検討会の試験法部会での審議(令和3年6月30日開催)を受けて策定し、ホームページに掲載した(令和3年9月24日)。 調査研究業務で得られた成果を公表するために、「肥料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和3年10月26日)するとともに公開調査研究発表会(令和3年11月11日)で成果の普及に努めた。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 FAMICが定める「肥料等試験法」が肥料法の公定規格告示による主成分等の分析法と位置づけられたことから、「肥料等試験法」の信頼性を確保するため、改正手順を明確にする必要があった。このため、農林水産省と協議し、試験法検討部会による審査を明確に位置づけ、外部有識者に改正内容を諮問することとなった。 試験法検討部会の開催に当たり、関係事務手続きを速やかに実施したことで、部会を早期に開催でき、令和3年度上半期までに「肥料等試験法(2021)」を改正し、ホームページで公表することができた。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：肥料の検査等に関する調査研究では、目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員会から適切に実施されたと評価を受けた。加えて、肥料等試験法の改正に際して利用者の利便性向上を図ったことなど肥料等試験法の妥当性の維持及び改善を図る手順を整え、適切に実行したことで肥料の品質及び安全の確保等に貢献したことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	⑧ 調査研究業務について、肥料の品質及び安全確保の上で必要な課題を10課題実施(年度目標値:9課題以上)し、外部有識者を含めた委員会から次年度継続の課題を除き、S評価1課題、A評価7課題、B評価1課題との評価を得た。 さらに、公定分析法として位置づけた、「肥料等試験法」について改正手順を明確にするとともに、構成を見直すことにより、信頼性及び利用者の利便性を向上させた。 加えて、「PFOA・PFOS試験法」について汚泥肥料のみならず、乾燥菌体肥料中の分析においても妥当性を確認し、肥料の品質及び安全性の確保に貢献し

			「肥料等試験法」の改正に当たっては、「肥料等試験法」の各試験法に共通する部分や妥当性確認の手順を附属書として記載し、これまで成分ごとに記載されていた測定条件等を分析機器ごとに確認できるようにし、利用者の利便性向上を図った。 また、令和 2 年度に農林水産省の緊急要請業務として開発した「汚泥肥料中の PFOS・PFOA 試験法」について「肥料等試験法」に掲載するとともに、試験法の妥当性確認のための共同試験を実施し、参加試験室の測定条件を確認しながら有効な測定条件を整備する等の創意工夫を行った。さらに、適用範囲を拡大のため乾燥菌体肥料中の妥当性も併せて確認した。これにより、汚泥肥料及び乾燥菌体肥料中の PFOS・PFOA 含有量を必要に応じて調査できることとなり、肥料の品質及び安全性の確保に貢献した。		た。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
--	--	--	---	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(2)	農薬関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号及び第2項第4号 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
当該項目の重要度、困難度	【困難度：高】 ② 農薬の登録審査及び再評価に係る業務 【重要度：高】 ② 農薬の登録審査及び再評価に係る業務 ⑤のアの(イ) 農薬安全性情報収集 ⑤のイの(イ) 蜜蜂への影響評価法の検討 ⑤のイの(イ) 安全性評価導入の検討 ⑤のイの(イ) 試験要求の見直し等	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号：0069

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額（千円）	1,020,997	1,028,544	1,139,434	1,135,685	1,072,523
								決算額（千円）	960,888	1,005,371	1,092,458	1,035,615	1,079,487
②ア(ア) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（基準値設定必要農薬）	1年4か月以内	100%（標準処理期間内報告件数/報告件数）	100%（158/158）	100%（156/156）	100%（136/136）	100%（1,046/1,046）	100%（1,043/1,043）	経常費用（千円）	1,028,244	1,089,449	1,108,819	1,037,016	1,061,683
②ア(イ) 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（基準値設定不要農薬）	10.5か月以内		100%（970/970）	100%（872/872）	100%（1,218/1,218）			経常利益（千円）	16,763	13,666	30,249	67,530	40,401
②イ 農薬の登録及び再評価に係る審査業務（再評価に係る審査結果）	1年4か月以内		—	—	—	—							
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務（GLP調査報告）	30業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	100%（17/17）	100%（20/20）	100%（14/14）	100%（22/22）	100%（17/17）	行政コスト（千円）	—	—	1,997,300	1,086,832	1,111,964
④ア 農薬の立入検査等業務（立入検査）	25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/指示件数及び集取件数）	100%（68/68）	100%（68/68）	100%（69/69）	100%（48/48）	100%（56/56）	行政サービス実施コスト（千円）	1,160,484	1,202,755	—	—	—
④イ 農薬の立入検査等業務（集取分析）	60業務日以内		100%（16/16）	100%（18/18）	100%（12/12）			従事人員数	96	101	102	99	103
⑤ア(ア)(イ) 農薬の登録審査に附帯する業務（国際調和）	技術的知見の提供	—	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席	OECD GLP 作業部会等への出席						
⑤イ(イ) 農薬の登録審査に附帯する業務（蜜蜂に含まれる農薬の定量）	結果報告及び技術的知見の提供	—	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告	分析法及び分析結果を農林水産省へ報告						
⑤イ(イ) 農薬の登録審査に附帯する業務（使用時安全性評価の更なる検討）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供						
⑤イ(イ) 農薬の登録審査に附帯する業務（試験成績等整備の事前相談対応）	技術的知見の提供	—	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供	技術的知見を農林水産省へ提供						

⑥ 農作物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務	40 業務日以内	100% (標準処理 期間内報告件数/ 指示件数)	100% (477/477)	100% (476/476)	100% (480/480)	100% (393/393)	100% (478/478)	
⑦ 調査研究業務	調査研究業務 の実施状況	—	7 件	7 件	7 件	6 件	7 件	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(2) 農薬関係業務 農薬関係業務について、農薬取締法に基づき、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与するため、以下のとおり農薬の検査等業務を行う。	(2) 農薬関係業務 農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	<定量的指標> ○農薬関係業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目5(項目)×3点(A)＋小項目4(項目)×2点(B)＝23点 A：基準点(18)×12/10 ≤ 各小項目の合計点(23) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成したことに加え、FAMICの知見や技術を生かすとともに、農薬の再評価業務が開始され、安全性審査の充実等に伴う業務量の増大にも着実に対応するべく、農林水産省ときめ細かい協議・連携の下、特定試験成績に関する基準案の作成、生物農薬の評価法の調査及び試案作成、農薬の補助成分に関する調査、さらには茶の残留農薬分析法を改良するなど、行政上の重要政策課題へ貢献した。		評定 A	<評定に至った理由> 10の小項目のうち実績のない1項目を除き、Aが5項目、Bが4項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請した業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず	① 農林水産省からの緊急要請業務について、実績がないため評価せず。（評定：－）	
② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査業務については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い審査を行い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査 イ 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までのいずれかに掲げる場合	② 農薬の登録及び再評価に係る審査業務 農薬の登録及び再評価に係る審査については、農薬の蜜蜂への影響、農薬の使用者への影響及び農薬原体の組成に係る審査も含め、最新の科学的知見に基づき、農林水産大臣の指示に従い、その結果を農林水産省と共同で審査報告書等の形に取りまとめるとともに、以下に掲げる期間内に審査結果を農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第5項及び第7条第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る審査 イ 農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までのいずれかに掲げ	<定量的指標> ◇標準処理期間内（ア(イ)に係る報告は1年4か月以内、イに係る報告は1年4ヶ月以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/報告件数） ただし、審査の過程で追加試験成績等の提出が必要となった場合における当該追加試験成績等が提出されるまでの期間及び食品安全委員会、農業資材審議会等による評価が必要である申請において、評価結果が明らか	<主要な業務実績> ② 農薬の登録審査業務について、次の取組を行った。 ア 農薬の登録申請に係る審査業務の進行管理については、毎月2回審査進行管理表を更新し、各審査担当課が審査の進捗状況を把握できるようにするとともに、3か月ごとに審査進捗状況の定期点検を行った。 イ 令和3年度は、前年度からの継続分を含め、農林水産大臣から1,754件の審査指示があった。このうち、基準の設定が必要な農	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成しており、かつ、年度目標において困難度が「高」とされている業務であるため。	② 農薬登録審査業務について、1043件実施し、標準処理期間内の処理率は100%である。 また、本業務は、再評価の審査時に農薬の登録審査と同様の項目の審査及び報告書の作成が必要となり、高度かつ専門的な技術的知見が必要であることから、困難度が高い。 これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）	

に該当するかどうかの基準の設定等が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内 (イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内 イ 農薬取締法第8条第5項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後1年4か月以内 【重要度：高】 ②の業務は、農薬による人の健康や環境への影響に関する科学的な評価を行う業務であるが、農薬の登録、変更、取消の判断の根拠として必要不可欠であり、農薬取締制度の根幹をなすものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 ②の業務は、農薬取締法改正に伴って、再評価の審査対象にも農薬の登録審査と同様の項目の審査が必要となったことに加え、審査報告書の作成も必要となり、新たな対応が必要となっていることから、期限内に対応するためには、適正かつ効率的に審査を行うための高度かつ専門的な技術的知見が必要であり、困難度が高い。	る場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の審査は、農林水産大臣の指示後1年4か月以内 (イ) 上記以外の農薬の審査は、農林水産大臣の指示後10.5か月以内 イ 農薬取締法第8条第5項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく再評価に係る審査結果については農林水産大臣の指示後1年4か月以内	かとなるまでの期間（審査ができない期間）は、審査期間に含まないものとする。	薬の審査指示は427件であった。令和3年度内に農林水産大臣に報告した115件の審査期間は全て1年4か月以内であった。 なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。 (表1-1-(2)-1参照) (イ) 基準の設定が不要な農薬の審査指示は1,327件であった。令和3年度内に報告した928件の審査期間は全て10.5か月以内であった。 なお、現在審査中の案件についても、進捗管理は適切に行っている。 (表1-1-(2)-1参照) イ 令和3年度は、農林水産大臣から186件の審査指示があった。なお、現在審査中であり、進捗管理は適切に行っている。 【処理率100% (1,043/1,043(115(ア(イ))+928(ア(イ))+0(イ))】		
③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。	③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 農薬GLP制度における試験施設の調査は、消費・安全局長の指示に従い実施し、その結果を調査終了後30業務日以内に消費・安全局長に報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内(30業務日以内)の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示件数）	<主要な業務実績> ③ 特定試験成績の信頼性の確保に関する業務 令和3年度に消費・安全局長に報告した17件は全て調査終了後30業務日以内に結果を報告した。 【処理率100% (17/17)】 【特筆事項等について（創意工夫等）】 1. 農薬GLP制度における試験施設の調査及び適合確認について、国内外のGLP調査当局が明らかにしている情報を参考に、不適合とする判断、施設側からの申請なしに調査を可能とする仕組み及び適合確認を取り消す仕組みを整理し、農林水産省に報告した。また、FAMICにおけるGLPの実務を規定した関係規程の改正案を作成した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であることに加え、特定試験成績の信頼性と透明性の確保に関する農林水産省における施策立案に貢献することができたことから、目標の水準を上回る成果が得られたと判断する。	③ 特定試験成績の信頼性確保に関する業務について、試験施設の調査を17件実施し、標準処理期間内の処理率は100%である。 さらに、試験施設の調査手続き上の課題及び基準適合試験として試験成績の受入れ判断基準の作成のため、国内外のGLP制度の調査及びGSDの実施状況などの調査を実施し、特定

			農林水産省によれば、この報告に基づき、GIP 関係通知（消費・安全局長通知及び農産安全管理課長通知）を 2022 年 12 月頃に改正する予定とのこと。 2. 農薬の登録申請等に提出される海外の GIP 試験施設で実施された試験成績について、基準適合試験として我が国で受入れ可能であるかどうか、OECD の判断基準及び評価内容を整理するとともに、海外の GIP 試験施設で作成された試験成績に対応するルール案を作成し、農林水産省に報告した。 農林水産省によれば、この報告に基づき、2022 年 12 月頃、申請時に海外の GIP 試験施設で実施された試験成績を提出する際の留意点を申請者宛てに通知する予定とのこと。		試験成績の信頼性と透明性の確保のための農林水産省における施策立案に貢献している。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られたと判断する。（評定：A）
④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第 30 条第 1 項の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を以下の期間内に農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内	④ 農薬の立入検査等業務 農薬取締法第 30 条第 1 項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、適切に集取する農薬等を選定し、製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに、その結果を、以下の期間内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内 イ 集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内	<定量的指標> ◇標準処理期間内（立入検査結果の報告は 25 業務日以内、集取品の分析結果は 60 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/指示及び集取件数） ただし、標準品の入手や供試生物の育成等に要した期間を処理期間から除外することが妥当と判断される場合には、処理期間に含まないものとする。	<主要な業務実績> ④ 農薬取締法第 30 条第 1 項に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い 48 製造場に対して製造指示書等による製造工程の確認も含め適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。 ア 48 製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に報告した。 イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬 8 点の分析結果については、全て集取後 60 業務日以内に報告した。 【処理率 100%（56/56）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 農薬の立入検査等業務について、製造場への立入検査 48 件及び採取した農薬の分析を 8 点実施し、標準処理期間の処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 農薬行政の国際調和や農薬の登録審査の質の向上に資するため、農薬の登録審査に付帯する以下の業務に取り組む。このほか、必要に応じ農林水産省からの要請等を踏まえ、農林水産省と連携して積極的に対応する。 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析	⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和に貢献するため、FAMIC の技術的知見に基づき、次の取組を行う。 (7) 農薬の安全性その他の品質に関する科学的知見の収集及び解析	<定性的指標> ◇技術的知見の提供	<主要な業務実績> ⑤ 農薬の登録審査に附帯する業務 ア 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、次の取組を行った。 (7) 農林水産省との連携のもと、農薬の人への影響、農薬の品質等の確保等に関する科学的知見を収集し、農林水産省に提供した。また、国際的に関心が高まっている農薬の安全性評価の分野については、農林水産省と共同で重点的に海外の状況等の情報収集、分析を行った。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり、農薬の安全性その他の品質の確保等に関する科学的知見や OECD 等の国際会議への参加等を通じた農薬行政の国際調和に貢献するための技術的知見の提供を行ったほか、諸外国における制度を参考とした農薬の補助成分の規制の導入に向けて大きな貢献があったことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	⑤ ア (7) (i) 農薬行政の国際調和を推進するため、国際的な議論に関して技術的知見の提供を行うとともに、OECD 等の国際会議に職員を派遣している。 さらに農薬の登録審査に付帯する業務として、農薬の補助成分規制の実現のため、国内外の状況の調査など新たな仕組みの構築のための検討を実施した結果、農林水産省における施策立案に貢献し、これにより農薬のより一層の安全性向上が期

	(i) OECD による新たなテストガイドラインの策定・改訂や GLP 制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の議論に関しての、FAMIC の技術的知見に基づいた支援 【重要度：高】 ⑤のアの(7)の業務は、農薬取締法の改正に伴い新たに追加する業務（法に明記された業務）であり、情報の収集解析により、国際的な標準との調和及び最新の科学的知見に基づく農薬の安全性評価のさらなる充実を図っていくことで、農薬取締制度の円滑な運用に資することから、重要度が高い。	(i) OECD によるガイダンス文書やテストガイドラインの策定・改訂、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定、国際農薬分析法協議会における農薬の分析法の検討等の議論に関し、会議出席等を通じた技術的知見の提供	(i) OECD で検討されているガイダンス文書の草案等に関し、技術的な観点からの検討を行い、結果を農林水産省に提出した。 OECD GLP 作業部会会合に、職員 2 名を参加させた。 また、OECD EGRP（生物農薬専門家会合）の生物農薬の試験要求に関する国際調和に関する課題の議論に職員 2 名を参加させた。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 農薬の補助成分に関しては、これまで我が国では補助成分を加えて製造された農薬製剤の急性毒性試験の結果等に基づき安全を確保してきたが、より一層の安全性向上のために補助成分そのものを規制する欧米の仕組みを参考に新たな仕組みの検討を進めているところ。 新たな仕組みの実行可能性を検討するため、 ・我が国で現に登録されている農薬について、使用されている補助成分の種類を把握・整理 ・「補助成分として使用できない物質」を使用せずに製造するよう変更させるための手続や変更内容が適正であるかの判断基準の検討を行い、農林水産省にこれらの結果を提出した。 これらの検討結果に基づき、農林水産省は、農業資材審議会農薬分科会において補助成分として使用できない物質を規制する方向で審議を進めているところ。		待される。 これらの取組は、農薬取締制度の円滑な運用に貢献したことから、事業計画における目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握及び影響評価の更なる充実に向けた検討 【重要度：高】 ⑤のイの(7)における蜜蜂への影響評価に係る業務は、蜜蜂に関する最新の情報や海外の評価法などの技術的知見を提供するものであり、農薬が原因となった蜜蜂の被害を防止する政策上の取組の推進に資することから、重要度が高い。	イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行う。 (7) 農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握及び影響評価の更なる充実に向けた検討	<定性的指標> ◇結果報告及び技術的知見の提供	<主要な業務実績> イ 農林水産省と連携しつつ、農薬の登録審査の質の向上等に資するため、次の取組を行った。 (7) 以下のとおり、農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握及び影響評価の更なる充実に向けた検討に貢献した。 【農薬の使用による蜜蜂への影響の実態把握】 農薬の使用に伴い、い死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、都道府県から送付された蜜蜂試料 10 件について農薬の定量分析を行い、分析結果を農林水産省に報告した。また、4 つの有効成分について条件検討を行い、添加回収試験を行った結果、新たに 1 つの成分を分析対象として追加することができた。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の使用に伴い、い死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量結果を報告している。	⑤ イ(7) 農薬の使用に伴い、い死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量について、都道府県から送付された 10 件を実施し、結果を報告するとともに、蜜蜂への影響評価の更なる充実に向けた技術的知見を提供していることから、目標の水準を満たしている。（評定：B）

			【蜜蜂への影響評価の更なる充実にに向けた検討】 ① 農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会に諮られる農薬の蜜蜂毒性試験の毒性値について、統計解析ソフトを用いて再解析を行った。 ② 令和２年度に作成・公表された蜜蜂への影響評価に係る暴露量計算シートについて、推定暴露量を毒性指標値で除した値が蜜蜂個体への影響が懸念される水準を超える場合の措置を選択する欄を設け、花粉・花蜜残留試験結果による精緻化を実施する場合は別シートに入力された試験結果から精緻化した暴露量及び評価結果が出力されるよう改良した。さらに、計算結果がドシエの様式に合わせて出力されるよう改良した。	また、蜜蜂への影響評価の更なる充実にに向けた技術的知見を提供することができたと考えられ、目標の水準を満たしている。	
(イ) 農薬の作業員一日許容量（AOEL）及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の更なる充実にに向けた検討 【重要度：高】 ⑤のイの(イ)の業務は、農薬の使用員への影響に関する最新の情報や海外の評価法などの技術的知見を提供するものであり、農薬の使用員への安全の確保に資することから、重要度が高い。 (ウ) 再評価の開始に向けて、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応 【重要度：高】 ⑤のイの(ウ)の業務は、申請者が持つ科学データの解析及び追加が必要となる試験の指導等、事前相談に技術的な観点から適切な助言を行うものであり、制度開始当初からの円滑な再評価制度の運用に資することから、重要度が高い。	(イ) 農薬の作業員一日許容量（AOEL）及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の更なる充実にに向けた検討 (ウ) 再評価の開始に向けて、各種評価ガイダンスに基づき、評価に当たって提出が必要な試験成績等の整備に関する申請者からの事前相談への対応	<定性的指標> ◇技術的知見の提供 <定性的指標> ◇技術的知見の提供	<主要な業務実績> (イ) 次の取組を行い、結果を農林水産省へ報告した。 ① 使用時安全評価に用いる農薬使用者暴露計算シートの出力シートの様式を改訂し、申請資料や審査報告書に利用できるようにした。 ② 再評価を受ける有効成分25成分の代表的な製剤72剤について農薬使用者暴露量試算を行った。 <主要な業務実績> (ウ) 次の取組を実施した。 ① 申請者からの事前相談への対応 農林水産省から検討依頼があった事前相談について情報を管理するとともに内容について検討し、農林水産省と連携して事業者に対応した。 ② 我が国の試験要求の見直し等のための検討 令和３年度から始まった再評価を円滑に進めるため、令和２年度までに作成した審査ガイダンス案について、関係者の意見を聴きつつ、農林水産省と連携して成案化に向けた最終的な調整を行った。以下の審査ガイダンスについては、令和３年度に公表された。 ○薬効・薬害 ○使用時安全 ○水域生活環境動植物 ○蚕への影響 【特筆事項等について（創意工夫等）】 ⑤のイの(ウ)～(イ)の業務の他、次の取組を実施した。 ○生物農薬（微生物農薬及び天敵農薬）について 現在、天敵農薬の試験要求や、微生物農薬の安全性評価以外の分野での試験要求は、化学農薬を想定した通知に基づいているが、生物農薬と化学農薬では性質が大きく異なっていることから、生物農薬の登録申請に際して、試験要求の統一したルール作成に関する次の取組を行い、結果を農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり、農薬の作業員一日許容量及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の更なる充実にに向けた検討のための技術的知見を提供することができたと考えられ、目標の水準を満たしている。 <評定と根拠> 評定：A 根拠：令和３年度も策定作業が継続中の評価ガイダンスをはじめ、申請者が提出すべき試験成績やその評価方法の検討に技術的知見を提供していることに加え、事業者からの事前相談に検討中の内容に基づき対応することで、再評価の円滑な開始に貢献した。さらに、生物農薬の評価法の調査及びガイダンス案作成を、農林水産省とのきめ細かい協議・連携の下に取り組むことで、全体として、評価の科学的信頼性と透明性を確保しつつ、迅速な処理に耐えうる仕組みの整備に貢献したことは、農林水産省の施策である新たな農薬登録制度の円滑な運用に貢献するとともに、「みどりの食料システム戦略」の化学農薬使用量（リスク換算）の低減に向けた取組みの	⑤ イ(イ) 農薬の作業員一日許容量及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の更なる充実にに向けた検討のための技術的知見を提供していることから、目標の水準を満たしている。（評定：B） ⑤ イ(ウ) 再評価に向けて、策定作業が継続中の評価ガイダンスをはじめ、申請者が提出すべき試験成績やその評価方法の検討に技術的知見を提供している。 なお、生物農薬の評価法の調査及びガイダンス案作成について農林水産省に技術的知見を提供することで、評価の科学的信頼性と透明性を確保しつつ、迅速な処理に耐えうる仕組みの整備に貢献したことは、農林水産省の施策である新たな農薬登録制度の円滑な運用に貢献するとともに、「みどりの食料システム戦略」の化学農薬使用量（リスク換算）の低減に向けた取組みの

			① 天敵農薬については、天敵農薬の評価に関するガイドランス案を作成し、FAMIC 農薬検査部内で評価法について議論を行った。さらに、専門家からの様々な意見を踏まえ、評価法の検討を進めた。 ② 微生物農薬については、既存のガイドラインの改訂に向けて海外の評価法等関係する情報の収集や技術的検討を行った。 ③ 各国における公表されているガイドライン等からだけでは、評価方法の具体的な運用が明らかとならないため、農薬の評価書も参考としつつ、我が国における評価方法の構築に向けた検討を行った。 これらの検討結果をベースに、令和 4 年度には農業資材審議会における審議を経て、生物農薬の試験要求に関する通知が制定・改正される見込みとなっている。今後、統一したルールが明示されることにより生物農薬の申請の促進にもつながるとともに、農林水産省が進める「みどりの食料システム戦略」における化学農薬使用量（リスク換算）の低減に向けた取組への貢献が期待される。	く貢献したと考えられ、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	推進にも貢献している。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成 15 年 8 月 4 日付け 15 消安第 424 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、野菜、果実、米穀等の農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況についての調査分析等を実施し、農薬の使用状況の調査点検日から 40 業務日以内に結果を地方農政局等に報告する。	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査業務 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、「農産物安全対策業務の実施について」（平成 15 年 8 月 4 日付け 15 消安第 424 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検等を適切に実施するとともに、農産物中の農薬の残留状況の調査分析を適切な精度管理の下で的確かつ速やかに実施し、農薬の使用状況調査点検実施日から 40 業務日以内に結果を地方農政局等に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。その際、標準処理期間内に処理を完了させるため必要に応じて分析を行う FAMIC 各地域センター等間で試料の集約化等を行う。	<定量的指標> ◇標準処理期間内（40 業務日以内）の処理率：100 %（標準処理期間内報告件数/指示件数） ただし、分析値が残留農薬基準の 50 %を超えた場合等に行う再分析に要した期間は、処理期間に含まないものとする。	<主要な業務実績> ⑥ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農林水産省の実施計画に基づき、農産物に係る農薬の使用状況の調査点検を実施するとともに、当該農産物に係る農薬の残留状況の調査分析を FAMIC 各地域センター等間で試料の集約化等をしつつ適切な精度管理の下で行った。調査点検・分析にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大による移動制限及び出勤抑制により業務が滞ることのないよう、農林水産省と連携し、移動制限下等においても対象農家等から試料等の送付により調査できるよう体系を見直すとともに、FAMIC 各地域センター等間においては担当地域外の現地調査への協力、分析試料の回付による平準化等の相互補完により対応した。これらの取組によって、新型コロナウイルス感染症拡大以前の水準である 478 件の農産物について、農薬の使用状況を調査点検し、分析結果を点検実施日から 40 業務日以内に農林水産省へ報告した。 （表 1-1-(2)-2 参照） 【処理率 100%（478/478）】 【特筆事項等について（創意工夫等）】 令和 4 年度の国内農産物における農薬の使用状況及び残留状況の調査対象作物の一つとして茶が選定されているが、茶は他の農産物と異なり、カフェインなどの成分（夾雑物）が妨害し、農薬と分離することが困難であったり、分析機器を汚染したりする。そのため、他の農産物と同じ分析方法では、測定したい農薬が定量できない、連続して分析することができないという問題がある。 また、茶の公定分析法である厚生労働省の通知試験法（平成17年1月24日付け食安発第0124001号）について、同試験法で使用する分析機器（GC/MS又はLC/MS（若しくはLC-MS/MS））では、いずれも複数の農薬を同時に分析できることが確認されておらず、当該業務への導入が困難という問題がある。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。また、茶の残留農薬分析方法を検討したことにより、分析対象農薬の拡大、同時分析とともに連続分析の実施が可能となり、効果的かつ効率的な分析を行えることになったことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	⑥ 農産物に係る農薬の使用状況及び残留状況調査について、農薬の残留状況の分析を478 件実施し、標準処理期間内の処理率は100 %である。 さらに、令和4年度に実施する茶の使用状況及び残留状況調査に向け、既存の分析法の改良を行い、分析対象農薬を増やしつつ、効率的な分析の実施が可能となり、農薬の適正使用に係る施策に貢献している。 これらのことから、事業計画における目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

			これらの課題を解決するために、茶葉からの抽出精製工程の改良や、LC/MS-MS の分析機器の使用等による同時分析方法の開発を行った。 その結果、同時に 53 種類の農薬（有効成分）が定量でき、かつ連続して実施することが可能な分析法を開発した。本分析法を用いることにより、令和 4 年度の調査対象作物である茶について、効果的かつ効率的な分析を行うことが可能となった。令和 4 年度の調査を通じて本分析法の有用性を確認できた場合は、分析機関等に広く周知する予定。		
⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、農薬の畜・環境への影響に関する課題、農薬等の品質・薬効等に関する課題、残留農薬の分析に関する課題を 6 課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	⑦ 調査研究業務 農薬の検査等に関する調査研究については、登録審査業務遂行に必要な技術力の向上及び残留農薬の調査に必要な分析技術の効率化を目的として、次の課題のいずれかに関わる課題を 6 課題以上選定し、実施する。 (f) 農薬の畜・環境への影響に関する課題 (f) 農薬等の品質・薬効等に関する課題 (f) 残留農薬の分析に関する課題 また、調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年 1 回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について 7 課題を実施した。その成果について外部有識者からなる委員会（令和 4 年 2 月 15 日開催）において、調査研究課題ごとに評価を受けた。 （別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究の推進に当たっては、農林水産省との綿密な調整と外部有識者の助言を踏まえて課題を設定した。また、部内関係者から成る推進委員会を複数回開催し、的確な進捗管理を行い効率的に実施した。 また、調査研究業務で得られた成果を冊子「調査研究報告」に取りまとめ、希望のあった関係諸機関に送付するとともに、公開調査研究発表会（令和 3 年 11 月 11 日）で、成果の普及に努めた。 このほか、農薬調査研究報告は毎年度冊子化しており、職員の手作業で関係機関へ発送していたが、配布業務の負担軽減が課題となっていた。このことから、関係機関に対し冊子での送付の可否についてアンケートを行ったところ、FAMIC ホームページに掲載の電子版を閲覧しているなどの理由により冊子での配布を希望しない機関が多く、冊子の配布を希望する機関は一部であった。 このアンケート結果を踏まえ、冊子での配布は希望した関係機関のみとし、さらに FAMIC 内も絞り込みを行った。冊子での配布を希望者のみとすることにより、印刷部数を 420 部から 90 部に削減したことから、配布業務（送付先の再確認と準備、宛名印刷、封筒詰め、発送作業等）の省力化を図るとともに、印刷費用も削減した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農薬の検査等に関する調査研究については目標課題数を満たすとともに、外部有識者を含めた委員から適切に実施されたとの評価を受けており、目標の水準を満たしている。	⑦ 農薬の検査等に関する調査研究について、7 課題実施（年度目標値：6 課題以上）し、外部有識者を含めた委員会においてすべて B 評価あることから、目標の水準を満たしている。（評定：B）

4. その他参考情報

様式3-1-4-1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 令和3年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-1-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第7号から第10号まで並びに第2項第5号及び第6号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。） 愛玩動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成20年法律第83号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ④のイ 安全性確保に関する検査等業務 ⑥のア 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号：0069

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	100% (3/3)	100% (6/6)	100% (5/5)	100% (3/3)	実績なし	予算額(千円)	866,989	887,584	985,776	943,693	925,976
②ア 飼料等の立入検査等業務（立入検査に係る結果報告）	立入検査報告：25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	100% (529/529)	100% (443/443)	100% (414/414)	100% (543/543) 立入検査：100% (244/244)	98% (557/569) 立入検査：98% (275/280)	決算額(千円)	810,827	864,092	877,934	882,791	894,574
	試験結果報告：15業務日以内		100% (653/653(うち地方農政局等への報告 27/27))	100% (595/595(うち地方農政局等への報告 54/54))	100% (505/505(うち地方農政局等への報告 54/54))	試験結果報告：100% (299/299(うち地方農政局等への報告 37/37))	試験結果報告：98% (282/289(うち地方農政局等への報告 47/47))	経常費用(千円)	852,981	913,615	897,357	861,834	854,329
②イ 飼料等の立入検査業務（大臣確認検査）	実施率	100%（処理件数/申請受付件数）	100% (150/150)	100% (97/97)	100% (144/144)	100% (79/79)	100% (63/63)	経常利益(千円)	18,349	13,365	28,194	60,109	35,576
③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務（立入検査に係る結果報告）	立入検査報告：25業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	100% (61/61)	100% (61/61)	100% (66/66)	100% (165/165) 立入検査：100% (60/60)	100% (171/171) 立入検査：100% (61/61)	行政コスト(千円)	-	-	1,555,037	871,334	863,892
	試験結果報告：15業務日以内		100% (115/115(うち地方農政局等への報告 90/90))	100% (113/113(うち地方農政局等への報告 90/90))	100% (114/114(うち地方農政局等への報告 90/90))	試験結果報告：100% (105/105)	試験結果報告：100% (110/110)	行政サービス実施コスト(千円)	857,427	918,716	-	-	-
④ア 安全性確保に関する検査等業務（基準・規格等の妥当性調査及び薬剤耐性菌のモニタリング調査）	実施率	100%（達成件数/要請件数）	妥当性調査：100% (10/10) 薬剤耐性菌：100% (1/1)	妥当性調査：100% (5/5) 薬剤耐性菌：100% (1/1)	妥当性調査：100% (2/2) 薬剤耐性菌：100% (1/1)	妥当性調査：100% (2/2) 薬剤耐性菌：100% (2/2)	妥当性調査：100% (3/3) 薬剤耐性菌：100% (3/3)	従事人員数	76	80	79	79	79
④イ 安全性確保に関する検査等業務	検査等実施率	100%（実施件数/要請件数）	-	-	-	-	100% (1/1)						
④ウ 安全性確保に関する検査等業務（適合性の維持）	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	-	-	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持	ISO/IEC 17025 への適合性の維持						
⑤ 検定等関係業務（飼料添加物の検定申請）	20業務日以内	100%（標準処理期間内処理件数/申請件数）	100% (152/152)	100% (126/126)	100% (122/122)	100% (133/133)	100% (68/68)						
⑥ア(7) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務（抗菌剤QPガイドラ	30業務日以内	100%（実施件数/申請等件数）	100% (56/56)	100% (73/73)	100% (91/91)	100% (143/143)	100% (151/151)						

イン及び GP ガイドライン適合確認申請検査)								
⑥ア(イ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(センター確認)	実施率		100% (47/47)	100% (19/19)	100% (29/29)			
⑥ア(ロ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(特定飼料等製造業者50 業務日以内)	特定飼料等製造業者50 業務日以内		100% (2/2)	100% (1/1)	実績なし			
⑥ア(ハ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(規格設定飼料製造業者40 業務日以内)	規格設定飼料製造業者40 業務日以内							
⑥ア(ニ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(輸出証明検査)	実施率		100% (20/20)	100% (22/22)	100% (15/15)	100% (28/28)		
⑥ア(ホ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(エコフィード及びICオイル検査)	実施率		100% (3/3)	100% (5/5)	100% (1/1)			
⑥イ(イ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(飼料製造管理者認定講習会、GP ガイドライン研修)	研修及び技術的助言等の実施状況	—	7 回開催	8 回開催	8 回開催	2 回開催	2 回開催 飼料等製造者等及び都道府県飼料検査指導機関：203 件	
⑥イ(ロ) 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務(技術的助言)			登録検定機関：2 件 地方農政局：1 件	登録検定機関：2 件 地方農政局：5 件	登録検定機関：3 件 地方農政局：2 件	飼料等製造者等及び都道府県飼料検査指導機関：32 件 登録検定機関：2 件 地方農政局：1 件	登録検定機関：0 件 地方農政局：5 件	
⑦ 国際関係業務	飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施	—	5 回 1 回 —	2 回 1 回 —	2 回 1 回 —	4 回+1 回 —	4 回	
⑧ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	—	要請課題：10 件 選定課題：1 件	要請課題：9 件 選定課題：2 件	要請課題：7 件 選定課題：2 件	要請課題：7 件 選定課題：2 件	要請課題：8 件 選定課題：2 件	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料関係業務について、飼料安全法に基づき、飼料の安全性を確保するとともに品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。 また、ペットフード安全法に基づき、愛玩動物用飼料の安全性の確保を図り、愛玩動物の健康を保護し、動物の愛護に寄与するため、以下のとおり検査等業務を行う。	(3) 飼料及び飼料添加物関係業務 飼料及び飼料添加物関係業務の実施に当たっては、分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、GMP 適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○飼料及び飼料添加物関係業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目5(項目)×3点(A) + 小項目5(項目)×2点(B) + 小項目1(項目)×1点(C) = 26点 B：基準点(22)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(26) < 基準点(22)×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 立入検査に係る結果報告を除いた指標において、事業計画の所期の目標を達成したことに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に努めながら事業計画を達成するための様々な取組、業務の効率化の実現として ISO/IEC 17025:2017 の自己適合宣言の実施、飼料製造管理者認定講習会のハイブリッド形式での開催、オンラインによる飼料安全のワークショップ及び技術研修の実施など、FAMIC が有する知見や技術を活かして創意工夫に努め、主体的な取組を行ったことにより効果的かつ効率的に成果を挙げ、飼料等の安全確保に貢献した。		評定 B	<評定に至った理由> 12の小項目のうち実績のない1項目を除き、Aが4項目、Bが6項目、Cが1項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※Bの基準点(実績のある小項目数 11×2点=22点)×9/10 ≤ 各小項目の合計点(4項目×3点+6項目×2点+1項目×1点=25点) < Aの基準点(22(Bの基準点)×12/10=26.5点) 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に要請をした業務については、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急要請業務 農林水産省から緊急に対応すべき業務の要請があった場合には、他の業務に優先して、要請のあった調査、分析又は検査等業務を実施し、その結果を速やかに農林水産省に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急要請業務について、実績がないため評価せず。(評定：－)	
② 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第 57 条の規定に基づく立入検査等として行う次に掲げる検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後25業務日以内に農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品(飼料安全法第 56 条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から 15 業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 ア 飼料の安全性の確保を図るため、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造方法等の検査を実施する。	② 飼料等の立入検査等業務 飼料安全法第 57 条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造設備及び製造方法等の検査、牛海綿状脳症の発生防止に係る動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び同輸入業者の検査等について、製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に報告する。また、同条の規定に基づく収去品(飼料安全法第 56 条の規定によるものを含む。)の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日か	<定量的指標> ◇立入検査に係る結果報告 標準処理期間内(立入検査終了後 25 業務日以内、収去品の試験結果は試験が終了した日から 15 業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/立入検査等件数)	<主要な業務実績> ② 飼料安全法第 57 条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理に努め、立入検査 280 件中 275 件について、立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく収去品 289 件中 282 件(飼料安全法第 56 条の規定によるものを含む。)の試験結果について、試験が終了した日から 15 業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告したが、10 月の立入検査週以外に地域センターで実施した立入検査の結果報告及び収去品の試験結果報告について、地域センターからグループウェアに掲載された報告を担当者が見落としたことにより標準処理期間内に報告していなかった。再発防止策として、立入検査週以外に行った立入検査の結果報告及び収去品の試験結果報告をグループウェアに掲載した場合は、本部飼料管理課宛てにメールにて報告することとし、1 月 26 日飼料管理課長から地域センターに周知した。 (表 1-1-(3)-1 参照) 【処理率 98% (立入検査 275/280、試験結果(大臣あて 235/242、地方農政局等の長あて 47/47)】	<評定と根拠> 評定：C 根拠：立入検査結果の報告について 5 件、収去品の試験結果の報告について 7 件標準処理期間内に報告を行っていないため、計画値を満たすことができなかった。	②ア 飼料等の立入検査等業務について、立入検査結果の報告 5 件、収去品の試験結果の報告 7 件を標準処理期間内に報告を行っていないため、標準処理期間の処理率は 98%であり、事業計画における初期の目標を下回っており、改善を要する。(評定：C) <指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 立入検査業務は、法律に基づく業務であり、立入検査に係る結果報告が	

	ら 15 業務日以内に農林水産大臣又は地方農政局等の長に報告する。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。		ア 有害物質又は病原微生物による飼料の汚染、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査を 272 件実施した。検査においては飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドライン等への対応状況等についても確認を行い、必要に応じて製造・品質管理の高度化に係る技術的指導を行った。 また、食品循環資源を利用した飼料等の加熱等の製造基準や成分規格が令和 3 年 4 月から義務化されたことを踏まえ、食品循環資源を利用した飼料等の製造事業場のうち、非加熱の肉を含む原料を取扱う等のリスクの高い事業場への立入検査を実施し、その結果を農林水産省に報告した。 なお、収去品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例が 1 件認められたことから、輸入管理の改善について、専門的知見から情報の提供を行った。		標準処理期間内に終了しなかったことは重大な問題である。既に法人において再発防止策を講じているが、再発防止策のフォローアップ等を適切に行い、今後は同様のミスが起こらないように対策を行うこと。
イ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、動物由来たん白質及び動物性油脂の製造事業場及び輸入業者の検査等を実施する。		<定量的指標> ◇大臣確認検査実施率：100%（処理件数/申請受付件数）	<主要な業務実績> イ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者の検査を実施し、製造基準等への適否を確認し、農林水産大臣に報告した。 【実施率100%（63/63）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場及び輸入業者への検査等に対する実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場並びに輸入業者への検査について、63 件実施し、実施率は 100 % であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第 13 条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い実施し、その結果を立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第 12 条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から 15 業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務 ペットフード安全法第 13 条の規定に基づく立入検査等は、農林水産大臣の指示に従い製造現場の状況や記録を実地に確認するなどにより適正に実施するとともに、立入検査等の業務の進行管理を適切に行い、立入検査の結果を立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に、同条の規定に基づく集取品（ペットフード安全法第 12 条の規定によるものを含む。）の基準・規格に係る試験を実施し、その結果を試験が終了した日から 15 業務日以内に農林水産大臣に報告する。 なお、集取品の試験の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の	<定量的指標> ◇立入検査に係る結果報告 標準処理期間内（立入検査終了後 25 業務日以内、集取品の試験結果は試験が終了した日から 15 業務日以内）の処理率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等件数）	<主要な業務実績> ③ ペットフード安全法第 13 条の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、立入検査 61 件について立入検査終了後 25 業務日以内に、同条の規定に基づく集取品 110 件（ペットフード安全法第 12 条の規定によるものを含む。）の試験結果について試験が終了した日から 15 業務日以内に、農林水産大臣に報告した。 なお、基準・規格等に抵触する事例等はなかった。 【処理率100%（171/171）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 愛玩動物用飼料の立入検査等業務について、立入検査を61 件及び立入検査における集取品の検査を110 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

	方法等の改善について、専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。				
④ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 農林水産省が行う飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、それらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を農林水産省の要請に応じて実施する。 また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等を、農林水産省の要請に応じて実施する。	④ 安全性確保に関する検査等業務 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、飼料及び愛玩動物用飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる検査等を実施する。 ア 飼料及び飼料添加物の基準・規格の検討に当たり、農林水産省の要請に応じてそれらの基準・規格及び検討資料の妥当性の調査を実施し、その結果を農林水産省に報告する。 また、家畜用抗菌性物質等の家畜衛生及び公衆衛生上のリスク評価及びリスク管理に資するため、と畜場及び食肉処理場において実施する薬剤耐性菌のモニタリング調査等について、農林水産省からの要請に応じて適切に実施し、その結果を報告する。	<定量的指標> ◇実施率： 100% (達成件数/要請件数)	<主要な業務実績> ④ 飼料安全法第 3 条及びペットフード安全法第 5 条の基準及び規格の設定に資するため、以下を実施した。 ア 農林水産省から要請のあった飼料等の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について次のとおり実施した。 - 塩酸 L-ヒスチジンの成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。 - ギ酸（水酸化ナトリウム混和製剤）の成分規格設定案について、内容を検証し、修正案を農林水産省に報告した。 - 繊維崩壊力試験法について、試験法に規定されたる紙が販売されていないため、市販紙による代替試験法を検討し、その内容を農林水産省に報告した。 以上の結果は、農林水産省が開催する農業資材審議会の飼料添加物の基準・規格の設定等の審議又は説明資料とされ、基準・規格の設定に資する目的を達成した。 また、薬剤耐性菌発現モニタリング調査については、農林水産省からの次の要請に応じ、適切に実施した。 (腸球菌（菌株）の引継ぎ) - 令和 2 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 - 令和 3 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で分離した腸球菌の引継ぎを要請され、適切に実施した。 (妥当性確認) - 令和 3 年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で委託事業者が薬剤感受性試験を実施するに当たり、現地確認を実施する代わりとして、当該試験の妥当性確認を要請され、試験を実施し、結果を農林水産省に報告した。 (バンコマイシン耐性株の確認試験) - 令和元年度に農林水産省が外部機関に委託した事業で、委託事業者が分離・凍結保存し、令和 2 年度の感受性試験でバンコマイシン耐性を示した腸球菌 1 株について、再同定及び再感受性試験の実施を要請され、試験を実施し、結果を農林水産省に報告した。 【実施率 100% (6/6)】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：基準・規格等の妥当性の調査及び農林水産省の要請に応じて薬剤耐性菌発現モニタリング調査で分離した菌株の保管及び妥当性確認の実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ア 農林水産省から要請のあった飼料及び飼料添加物の基準・規格及びその検討資料の妥当性の調査について 3 件、耐性菌発現モニタリング調査について 3 件実施し、実施率は 100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
イ 農林水産省が策定する「令和 3 年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタ	イ 農林水産省が策定する「令和 3 年度食品の安全性に関する有害化学物質のサーベイランス・モニタリング	<定量的指標> ◇検査等実施率：100%（実施件数/要	<主要な業務実績> イ 飼料中の飼料添加物、農薬、かび毒、有害金属等の有害物質、病原微生物、肉骨粉等、遺伝子組換え体に係る基準・規格適合検査及	<評定と根拠> 評定：B 根拠：飼料のモニタリング検	④イ 飼料のモニタリング検査について、実施率は 100%であることから、事

リング年次計画」に基づく検査等を実施する。 また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。 なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。 【重要度：高】 ④のイの業務は、農林水産省が行う食品安全に関するリスク管理において、サーベイランス・モニタリング年次計画に基づく検査を含み、食品安全行政にリスクアナリシスを取り入れた科学に基づく行政の推進に寄与する基礎データとなることから、重要度が高い。	年次計画」に基づく検査等を実施する。 また、農林水産省からの要請により調査対象とされた項目について、検査等を実施する。 なお、これらの検査等の結果は、前年度分を取りまとめ、ホームページに公表する。	請件数	びサーベイランス・モニタリング計画等に基づく検査等については、過去の検査実績、汚染実態等を踏まえた項目を選定し、延べ813点のサンプルについて実施した。 (表1-1-(3)-2参照) 【実施率100% (1/1)】 モニタリング検査結果は、事業年度ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。このうち特に広域的に流通する主要な輸入飼料穀物や乾牧草等の有害物質等による汚染状況は、四半期ごとに取りまとめ、ホームページに公表した。 新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応のため立入検査が制限されたことを受け、事業者に対しサンプリング方法を指導した上で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステム（令和2年度に導入）について、提供者を拡大し、延べ132点のサンプルを確保した。	査の実施率は100%であることに加え、新型コロナウイルス感染拡大防止対策・緊急事態宣言への対応が求められる中で、事業者が採取したサンプルをサーベイランス用に提供してもらうシステムについて提供者を拡大するなど計画における所期の目標を達成している。	業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)
ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得したISO/IEC 17025 認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来DNA検出法）について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	ウ 安全性確保に関する分析業務を実施するに当たり取得したISO/IEC 17025 認定（とうもろこし中のかび毒の試験及び飼料中の動物由来DNA検出法）について、ISO/IEC 17025 に関する各種研修を充実させ、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。	<定性的指標> ◇ISO/IEC 17025 への適合性の維持	<主要な業務実績> ウ 本部の飼料部門において取得したISO/IEC 17025:2017 認定（とうもろこし中のかび毒定量試験及び飼料中の動物由来DNA検出試験）について一般要求事項への対応を適切に行って試験の信頼性を確保するために、担当職員を対象にISO/IEC 17025:2017 の要求事項に関する研修を受講（5名）させるとともに、手順書に基づく内部の教育訓練を行って担当職員の力量管理を行った。 また、サーベイランス審査（令和3年9月27日）までに不確かさ評価の更新等を完了させ、内部監査を実施して全ての要求事項への適合を確認するとともに、継続的改善を行うためのマネジメントレビューを着実に実施し、認定機関によるサーベイランス審査を受け、認定試験所としての体制を維持した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 飼料部門では違反飼料の流通防止のため、迅速な試験結果の確定が必要とされており、再試験や機器故障時にセンター間で連携して試験を実施している。 令和3年度は、全国の飼料部門で分析の信頼性確保のため、とうもろこし中のかび毒試験について、本部認定試験所と同一のマネジメントシステムによるISO/IEC 17025:2017への自己適合宣言に関する、次の取組を実施した。 ・高度な専門知識を要する不確かさの評価は、認定試験所で実施している算出方法を地域センターへ共有した。また、定期的な妥当性確認や不確かさの再評価等も本部を中心に計画して全国で統一的に実施することで、認定試験所と同じ技術レベルの構築と効率的な運用を図った。 ・各地域センターでは、要員が限られている中で、立入検査やGMP確認検査等の業務を遂行しながら、標準作業書整備や精度管理への取組を実施した。 ・自己適合宣言のための内部監査実施時期に新型コロナウイルス感染が全国的に拡大したため地域センターに一部の資料を提出させ事前に確認することにより、感染の落ち着いた時期にタイミング	<評定と根拠> 評定：A 根拠：本部の飼料部門において取得したISO/IEC 17025:2017 認定について、一般要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持していることに加え、全国の飼料部門で認定試験所と同じ体制を確立させたことは分析の信頼性をより向上させるものであり、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	④ウ 農林水産省が行う飼料等の安全確保を推進する上で必要とする検査分析の品質を保証するために取得したISO/IEC 17025:2017 認定について、引き続き適合性を維持している。 さらに、各センターでのISO/IEC 17025:2017に対する適合のための取組を実施し、自己適合宣言したことは、検査分析の信頼性を向上させ農林水産省が行う飼料等の安全確保のための取組に貢献している。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。(評定：A)

			を見極めながら全センターの内部監査を短時間で実施した。 これらの取組の結果、全国の飼料部門で認定試験所と同じ体制が確立し、札幌センターでは令和3年6月8日に、仙台、名古屋、神戸及び福岡センターでは令和3年12月21日に自己適合宣言を行い、飼料部門における分析の信頼性をより向上させた。		
⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に終了する。	⑤ 検定等関係業務 飼料安全法第5条及び第6条の規定に基づき特定飼料等の安全確保を図るため、特定飼料等のうち飼料添加物の検定及び表示の業務については、申請を受理した日から20業務日以内に処理する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内(20業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内処理件数/申請件数)	<主要な業務実績> ⑤ 飼料添加物の検定及び表示の業務については、飼料安全法施行規則等に基づき適正に実施するとともに、業務の進行管理を適切に行い、申請68件について受理した日から20業務日以内に全て処理を行った。 【処理率100% (68/68)】 なお、飼料に係る申請はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤ 飼料添加物の検定及び表示について、申請のあった68件を実施し、標準処理期間内の処理率100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。(評定：B)
⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理に関する検査、指導等を実施する。 ア 次の申請等に対する検査等を実施する。 (ウ) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料及び飼料添加物の製造事業場における製造基準等への適否の確認検査等を実施し、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了するとともに、その結果を公表する。	⑥ 工程管理及び品質管理等に関する検査等業務 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等については、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、以下に掲げる製造・品質管理の高度化に関する検査、指導等を実施する。 ア 次の申請等に対する検査等を実施する。 (ウ) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」(平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドラインの制定について」(平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知。以下「GMPガイドライン」という。)に基づく申請に応じて、飼料等の製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日からそれぞれ50業務日以内に検査を終了し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表す	<定量的指標> ◇実施率:100% (実施件数/申請等件数)	<主要な業務実績> ⑥ 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する検査等について、飼料の安全確保に関する必要性を勘案して、次の取組を実施した。 ア 次の申請等に対する検査等を実施した。 (ウ) 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」(以下「抗菌剤GMPガイドライン」という。)及び「飼料等の適正製造規範(GMP)ガイドライン」(以下「GMPガイドライン」という。)に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請103件(抗菌剤GMPガイドライン6件、GMPガイドライン97件)について受理した日から50業務日以内に全て処理を行うとともに、確認済み製造事業場をホームページに公表した。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 GMPガイドライン適合確認の現地検査要員は、農林水産省畜産局が実施する中央畜産研修を受講することを要件としていたが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から当該研修が2年連続で中止となり、若手職員や他部門から異動してきた職員が現地検査を行うことができず、特定の者へ業務が集中し、現地検査の要員が不足する事態となっていた。 このため、教育訓練手順書を改正し、「新任者内部研修」の受講を新たに資格要件として認め、Web会議システムを活用して本研修を実施し、11名の現地審査要員を育成した。さらに、要員の不足している地域センターへ延べ3名の応援要員を派遣するなどして現地検	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内の処理率及び輸出飼料・エコフィードに関する製造状況の確認の業者からの依頼に対する実施率は100%であった。加えて、新型コロナウイルス感染拡大により、資格要件としていた研修が開催されなかったことから、若手職員及び他部門からの異動者が飼料検査職員になれず、GMPガイドライン適合確認に係る現地検査要員不足が発生していたため、検査要員の養成システムを変更し、若手職員及び他部門からの異動者を育成することにより、現地検査を確実に実施するなど、計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	⑥ア 申請のあった検査について、抗菌剤GMPガイドライン6件、GMPガイドライン97件、動物由来たん白質、ペットフードの製造事業場22件、輸出検疫証明書発行等のための検査を15件及びエコフィード認証制度の検査7件実施し、実施率100%であり、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。 なお、審査員を増やす取組について、審査員の資格要件である中央畜産研修は令和2年度から既に中止しており、令和3年度に教育訓練手順書を改正し、FAMICが実施していた既存の研修を見直し、資格要件したことについて、評定を一段階引き上げるほどの取組とは認められない。(評定：B)

(イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。 (ロ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、申請を受理した日からそれぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。 (ハ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。 (ニ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依頼に応じて調査を	る。 (イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から「ペットフード用及び肥料用肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）に基づき、業者からの申請等により、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。 (ロ) 飼料安全法第7条の規定に基づく特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び第29条第1項の規定に基づく規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等に関する調査については、業務の進行管理を適切に行い、申請を受理した日から、それぞれ50業務日及び40業務日以内に調査を終了する。 (ハ) 飼料等の輸出促進に資するため、輸出する飼料等の製造事業場等について、農林水産大臣の依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に基づく調査及び飼料製造業者等の依頼に応じた輸出検疫証明書の発行等のための調査を実施し、輸出先国の基準への適合性について確認する。 (ニ) 食品循環資源利用飼料及び回収食用油再生油脂の安全確保に資するため、農林水産省から協力要請のあった認証制度における事業場の調査について、事業者からの依		査を実施した。 なお、「新任者内部研修」の実施に当たっては、中央畜産研修講習の講師を経験した職員が当該研修を踏まえたテキストを作成し、講習を実施した。 (イ) 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質及びペットフードの製造事業場22箇所からの申請に応じ製造基準等への適否の確認のための検査等を実施し、製造基準に適合すると認められた事業場22箇所をホームページに公表した。 (ロ) 特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者の登録等に係る申請はなかった。 (ハ) 農林水産省からの依頼に応じた「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行に関する手続規程」（令和2年4月1日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に基づく検査を4件、飼料等を輸出する業者からの依頼に応じた動物検疫所の輸出検疫証明書発行等のための検査を15件実施した。 (ニ) 食品残さ等利用飼料の安全確保のため、申請に基づきエコフイード認証制度に係る製造基準等への適否を確認する検査7件を実施し、申請者に対して結果を通知した。なお、回収食用油再生油脂に係る確認検査の申請はなかった。		
---	--	--	---	--	--

施し、製造基準等への適否を確認する。 【重要度：高】 ⑥のアの業務は、事業者によるGMP及びHACCPに基づく製造工程管理により食品の安全を確保する仕組みが国際的な考えとなっている中で、我が国のフードチェーンの一端を担う飼料事業者へのGMP導入拡大、取組促進につながり、飼料の効果的・効率的な安全確保に資する。また、輸出用飼料等に係る調査は国が促進する輸出拡大に寄与することから、重要度が高い。	頼に応じて製造基準等への適否を確認する。		【実施率 100%（151/151）】		
イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。 (7) 飼料等関係事業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」（平成7年3月13日農林水産省告示第392号）で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。 また、飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに記載された研修を開催する。	イ 飼料の安全確保及び品質の向上に資するため、関係事業者等に対して研修及び技術的助言等を以下のとおり実施する。 (7) 飼料等製造業者を対象に、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則第32条第3号の規定に基づき、農林水産大臣が定める講習会を定める件」（平成7年3月13日農林水産省告示第392号）で定められている飼料製造管理者認定講習会を、受講希望者数を勘案して開催する。 (4) 飼料等関係事業者を対象に、GMPガイドラインに係る研修を開催する。また、飼料等の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれが	＜定性的指標＞ ◇研修及び技術的助言等の実施状況	＜主要な業務実績＞ イ 飼料等関係事業者を対象に、次の研修を開催した。 (7) 飼料等製造業者を対象として受講希望者調査を実施し、その結果を基に飼料製造管理者認定講習会をeラーニング（参加者 92名）を用いて開催した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するため、昨年度までの5日間にわたる大会議室での集合形式の講習会をやめ、eラーニングを用いた講義と集合形式による試験のハイブリッド形式での講習会に変更した。 eラーニングを用いた講義は、理解を促すために動画を作成した。分析に関する講義についても実際の分析操作を撮影し、操作のポイントをわかりやすく解説する動画を作成するとともに、定量計算のレポートを提出させるなど実習に近づけるよう創意工夫した。 集合形式で実施する修了試験は、パーティションの設置や検温、体調不良者のための別試験室の準備など感染防止対策をとりながら実施した。 これらの取組により感染リスクを低減させながら飼料製造管理者の設置義務を達成するための機会を確保した。 (4) 飼料等関係事業者を対象として、GMPガイドラインに係る研修を昨年度に引き続きeラーニング（参加者 972名）で開催した。 さらに、メールマガジンにより、飼料等の輸入業者及び製造業者に対し、定期的な情報発信を8回実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：飼料等関係事業者を対象に開催する講習会及び研修並びに都道府県飼料検査指導機関への技術的助言及び登録検定機関の検定業務に係る分析技術の維持状況の確認等を実施する中で、飼料等関係事業者を対象に開催する講習会及び研修において、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するため、eラーニングを用いて実施することで、受講生の利便性の向上・予算の効率的・効率的な執行を図るなど目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	イ 飼料等関係事業者等を対象にした研修及び技術的助言について、飼料製造管理者認定講習会、GMPガイドラインに係る研修及び技術的助言を実施している。 なお、昨年度のGMPガイドラインに係る研修のeラーニングによる実施に加え、新たに飼料製造管理者認定講習会をeラーニングで実施したことは、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言の発令にともない、都道府県をまたいだ講習会の参加が困難な製造事業者に対して、法令で定められた講習会の受講機会の確保につながっており、飼料の安全性確保に貢献した。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

(イ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力を行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持状況を確認し、必要に応じて技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。 そのほか、飼料安全法第 27 条第 1 項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等が行う登録検定機関に対する指導等について技術的な部分に係る助言を行う。	ある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。 (ウ) 農林水産省からの要請により、飼料等分析の信頼性確保又は技術向上のため、外部精度管理試験を実施する飼料等製造業者等に対し、技術的助言及び協力を行う。さらに、外部精度管理試験に参加する飼料等製造業者等及び都道府県飼料検査指導機関に対し技術的助言を行う。また、外部精度管理試験に参加する登録検定機関に対し、飼料等分析技術の維持向上を確認し、必要により技術的指導を行い、飼料等分析技術の維持・向上を図る。 そのほか、飼料安全法第27条第1項の規定に基づく登録検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省からの要請により、地方農政局等に対する技術的な部分に係る助言を行う。 ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、これらの業務に従事する職員にGMP・HACCP等に関する研修を受講させることなどを通じて、職員の能力の維持・向上に努める。	＜定性的指標＞ ◇飼料安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の実施及び報告書の提出並びに国際標準化活動の実施	(ウ) 飼料等製造業者等が実施する外部精度管理試験について、農林水産省からの要請により試料調製や統計解析に係る技術的助言及び協力を行った。その統計解析結果を取りまとめ、試験に参加した飼料等製造業者等（168 試験室）及び都道府県飼料検査指導機関（35 機関）に対し技術的助言を行った。また、登録検定機関 5 機関（6 事業所）については、試験の実施により検定業務に係る技術の維持状況を確認した。以上の対応について、農林水産省に報告した。 そのほか、検定機関の行う検定業務の適切な実施に資するため、農林水産省の依頼に基づき、地方農政局等が行う登録検定機関 4 機関（5 事業所）への調査に同行して助言を行った。 ウ ア及びイに掲げる検査、指導、研修等の業務を充実・強化するため、業務に従事する職員に対し GMP・HACCP 等に関する研修を 10 回、延べ 20 名受講させ、職員の能力の維持・向上に努めた。		
⑦ 国際関係業務 動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等を行うとともに、活動に関する報告書を OIE へ提出する。 また、国際標準化機構（ISO）の動物用飼料分科委員会（TC34/SC10）の国内審議団体として、国内の意見	⑦ 国際関係業務 ア 動物衛生及び人獣共通感染症に関する国際基準を策定する国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、技術の標準化・普及等に協力するため、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 (イ) 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法の情報やハザードに関する情報を海外に発		＜主要な業務実績＞ ⑦ ア 国際獣疫事務局のコラボレーティング・センター（OIE-CC）として、技術の標準化・普及等に協力するため、次の取組を行った。 (イ) 飼料研究報告の要旨（9 月）及び令和元年度特定添加物検定結果（3 月）について英訳し、ホームページを通して国内外に発信した（計 2 回）。また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の英訳を進め、順次ホームページへ掲載した。	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：計画のとおり、情報の発信・共有等を実施したこと、国際標準化機構（ISO）の動物用飼料分科委員会（TC34/SC10）の国内審議団体として国際標準作成に関する活動をしたことに加え、オンラインによる飼料安全のワークショップ及び技術研修を実施して、アジア太平洋地域の飼料安全に貢献でき、さらに	⑦ 国際関係業務として、OIE コラボレーティング・センターとして情報発信、国際標準化機構の動物用飼料分科委員会の国内審議団体として国際標準作成に関する活動を実施している。 さらに、OIE アジア太平洋事務所にオンラインによる技術研修を提案し、実施するとともに、同時にワークショップも実施

集約等の国際標準作成に関する活動を行う。	信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。 (i) コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書をOIEへ提出する。 (ii) 諸外国等からの要請に応じて、研修生の受入れや職員派遣等を通じた技術支援を行う。		(i) 2021年の活動に関する報告書を作成し、OIE本部に提出した。 (ii) OIEアジア太平洋事務所と共催でThe 3rd OIE Regional Workshop on Animal Feed Safety / FAMIC Virtual Training on Heavy metals (11月26日)をオンラインで開催した。 また、日・タイ経済連携協定に基づくオンライン研修において、飼料中の抗生物質分析等の講義を行った。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 ラボネットワーク参加国に対し令和2年度に実施したアンケートにおいて希望が多かった重金属等をテーマとして、令和3年度にアジア各国のニーズに合わせた基準値設定方法や分析法の研修の開催を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大による国内への入国制限等によりハンズオンによる分析技術研修の実施が困難となった。そのため、ラボネットワーク参加者に対するオンラインによる研修の実施をOIEアジア太平洋事務所に提案したところ、研修と同時に飼料安全に係るワークショップの開催を打診されたことから、ワークショップと重金属等の研修をオンラインで同時開催した。その結果、ラボネットワーク参加国以外からも参加があり、18名（9か国）に受講証明書を発行した。 また、オンラインでの研修に当たり、研修用のビデオを作成し、講義を実施した。当該ビデオについてはワークショップ資料としてOIEのホームページに掲載し、繰り返しの視聴を可能とした。これにより、アジア太平洋地域の飼料分析技術の向上だけでなく飼料の安全管理の全体像についても知識を共有し、アジア太平洋地域の飼料安全に貢献できた。 なお、オンラインによる当該技術研修については、実施後の参加者からのアンケートで高い評価（全体的に非常に優れており、ビデオを見ることでラボをアップグレードするための手順を学ぶことができた等。）を得た。	参加者から高い評価を得たことは、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	したことは、アジア太平洋地域の飼料分析技術を向上させるなど、飼料安全の向上に貢献した。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
⑧ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請により、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに	⑧ 調査研究業務 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究については、農林水産省の要請により、飼料分析基準に関する試験法等の開発及び改良並びに愛玩動物	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑧ 農林水産省から要請のあった飼料分析基準に関する試験法等（8課題）に係る開発及び改良を実施し、その結果を農林水産省に報告した。また、飼料等の安全確保に必要な課題については、2課題を選定、実施した。これらの成果について、外部有識者から成る委員会	<評定と根拠> 評定：A 根拠：農林水産省から要請されたものを含め、計画した	⑧ 飼料及び飼料添加物の検査等に関する調査研究について9課題実施し、外部有識者を含めた委員会において、S評価1課

愛玩動物用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を実施する。 また、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を選定し、1課題以上実施する。 これらの課題については、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	用飼料等の検査法の制定に関する試験法等の開発及び改良を実施し、その結果を報告する。 また、飼料等の分析技術の進歩等に伴う分析法の改良などの飼料等安全確保上、必要な課題を選定し、1課題以上実施する。 これらの調査研究の結果について、外部有識者から成る委員会を年1回開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	(令和4年2月28日開催)において評価を受けた。 (別紙「調査研究課題一覧」参照) 調査研究業務で得られた成果を公表するために、「飼料研究報告」を電子ジャーナルとして取りまとめ、ホームページに掲載(令和3年9月30日)するとともに公開調査研究発表会(令和3年11月11日)で成果の普及に努めた。 【特筆事項等について(創意工夫等)】 今後の調査研究業務の充実に向けた人材育成及び共同研究、受託分析等の自己収入源の情報収集のため、農研機構食品研究部門に職員を駐在し、取組を進めた。研究者との意見交換を通じてFAMICのプレゼンスを高めたことにより、将来的な共同研究の提案を2機関から受けるに至った。	課題に全て取り組み、外部有識者による評価(複数年計画の1課題を除く)はS評価1課題、A評価6課題、B評価2課題であった。また、新たに、今後の人材育成及び共同研究実施に向けた取組を農研機構への職員駐在により実施した。外部有識者による評価が高く、更なる技術力向上への取組も始めたことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	題、A評価6課題、B評価2課題のである。 さらに、今後の人材育成及び共同研究実施に向け農研機構へ職員を駐在させ、将来的な共同研究の提案を2機関から受けるなど、今後の飼料の安全性確保の向上に向けた取組を推進している。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。(評定:A)
---	--	--	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報				
第1-2-(1)	食品表示の監視に関する業務			
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第3号、第5号及び第6号並びに第2項第1号及び第2号 食品表示法（平成25年法律第70号） 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）	
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ②のア 食品表示法に基づく立入検査等業務	関連する政策評価・行政事業 レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号：0069	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	100%（1/1）	予算額(千円)	1,267,864	1,258,027	1,402,620	1,504,078	1,464,993
②ア 食品表示法に基づく立入検査等業務（立入検査）	3業務日以内	100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）	100%（29/29）	100%（35/35）	100%（30/30）	100%（23/23）	100%（26/26）	決算額(千円)	1,353,072	1,338,436	1,408,147	1,424,798	1,414,041
								経常費用(千円)	1,407,542	1,433,667	1,445,593	1,397,202	1,390,462
								経常利益(千円)	20,127	17,390	36,950	86,673	51,732
②イ 食品表示法に基づく立入検査等業務（行政局要請検査）	報告処理率	100%（報告件数/調査終了件数）	100%（5/5）	100%（8/8）	100%（10/10）	100%（3/3）	100%（2/2）	行政コスト(千円)	-	-	2,553,224	1,406,655	1,400,443
③ 食品表示の科学的検査業務（原産地表示検査）	原産地表示検査の実施率	100%（実施件数/2,400件）	2,558件	2,474件	2,504件	2,489件	2,502件	行政サービス実施コスト(千円)	1,460,579	1,495,399	-	-	-
④ 食品表示110番等対応業務（関係部局への回付）	実施率	100%（回付件数/情報提供）	100%（33/33）	100%（14/14）	100%（24/24）	100%（12/12）	100%（19/19）	従事人員数	136	136	134	136	136
⑤ 調査研究業務	調査研究業務の実施状況	-	18課題	18課題	18課題	13課題	13課題						

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 (1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務について、食品表示法に基づき、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与するため、以下のとおり食品表示基準に関する検査等業務を行う。	(1) 食品表示の監視に関する業務 食品表示の監視に関する業務の実施に当たっては、加工食品の原料原産地の義務表示の対象拡大に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○食品表示の監視に関する業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目4(項目)×3点(A)＋小項目2(項目)×2点(B)＝16点 A：基準点(12)×12/10 ≤ 各小項目の合計点(16) <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴い、業務の実施を一部制限したが、指標を含め事業計画の所期の目標を全て達成した。加えて、①FAMICの科学的知見を生かしたスルメイカの種判別技術の開発に始まり、モニタリング検査、立入検査を経て農林水産省の措置につながった事案への対応、②あさりについて、農林水産省の実態調査と連携した分析並びに熊本県からの分析及び科学的知見の提供に関する要請への対応、③分析CO₂排出削減、分析時間の短縮等を目指したしょうゆの新たな分析技術の開発・導入、④新型コロナウイルス感染対策及び参加者拡大のため、公開調査研究発表会をオンライン開催への変更等により、食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に貢献した。		評定 A <評定に至った理由> 6の小項目のうち、Sが1項目、Aが3項目、Bが2項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はAであったため。 ※Aの基準点(12(Bの基準点)×12/10＝14.4点<各小項目の合計点(1項目×4点＋3項目×3点＋2項目×2点＝17点) 具体的には、次のとおり。	
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100% (報告件数/要請件数)	<主要な業務実績> ① センター法第12条の規定に基づく農林水産大臣からの緊急時の調査、分析又は検査の要請はなかった。その他、緊急に対応すべき農林水産省からの要請について対応を行った。 【処理率100% (1/1)】 【特筆事項等について(創意工夫等)】 FAMICのあさりの産地判別に関する科学的知見が活用された農林水産省の「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査」の結果、熊本県産と表示されたあさりのほとんどが「外国産あさがりが入混入されている可能性が高い」との実態が公表され、以降、熊本県の農林水産物全般の信頼を大きく揺るがす社会的な反響が全国的に広がった。 熊本県は、これに対応するため、県知事から農林水産大臣に対して「アサリの産地偽装対策に関する緊急要望」が行われ、これを受けた農林水産省からFAMICに対し、研修等によりあさりの産地判別に関する科学的知見の提供を熊本県に対して行うよう要請があった。 このため、最優先に取り組むべく熊本県の要望を聞き取り、研修内容の精査、研修資料の作成等を短期間で行い、FAMICに派遣された熊本県職員に対する実験操作を含む研修等により、FAMICが行っているあさりの検査方法を提供し、その旨を速やかに取りまとめ、農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：農林水産省からの要請に対し最優先で取り組みため、研修準備を迅速に行い、熊本県職員に対してFAMICのあさりの産地判別に関する科学的知見をきめ細かく提供した。社会的な反響のあったあさりの産地偽装を防ぐ取組に対する緊急かつ組織的な対応により、熊本県の要請にも沿う内容の技術移転を達成し、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	① 農林水産省からの緊急命令等業務について1件実施し、農林水産省からの要請に対する報告の実施率は100%である。 なお、あさりの産地対策に関するFAMICから熊本県への技術移転に関して、要請後、8営業日の短期間で研修を実施し、熊本県の要請に沿う内容の技術移転をしており、熊本県知事から大臣宛のレターにて感謝が述べられるなど、熊本県におけるあさりの産地判別体制の確立・自走に寄与した功績は大きく、あさりの産地表示の適正化に貢献し、事業計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。(評定：S)	
② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示	② 食品表示法に基づく立入検査等業務 食品表示法(平成25年法律第70号)に基づく立入検査等について	<定量的指標> ◇標準処理期間内(3業務日以内)の報告処理	<主要な業務実績> ② 食品表示法第9条第1項の規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適正に実施した。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い適正	②ア 立入検査等について、農林水産大臣の指示に従い適正に実施し、標	

及び行政部局の要請に従い実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに、農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。 【重要度：高】 ②のアの業務は、食品表示法に基づき農林水産大臣の指示の下で実施するものであり、かつ食品の不適正表示の疑義を速やかに解明するために欠くことができず、食品表示制度の信頼性の確保のためには必要不可欠であることから、重要度が高い。	は、農林水産大臣の指示及び行政部局の要請に従い適正に実施するため、次の取組を行う。 ア 食品表示法第9条第1項の規定に基づく農林水産大臣の指示による立入検査等は、適正に実施するとともに農林水産省が立入検査終了と判断した翌日から3業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	率：100%（標準処理期間内報告件数/立入検査等終了件数）	ア 食品表示基準の疑義に関する立入検査等を 26 件（77 事業所・延べ136 回）実施し、全ての案件について、3 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告した。このうち、11 件（53 事業所・延べ67 回）については、加工食品の新たな原料原産地表示への対応状況等を確認するため、農林水産省と連携した立入検査等を実施した。 【処理率100%（26/26）】 立入検査等に対応した科学的検査60件実施し、疑義解明に貢献した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 スルメイカが不漁との情報からの気づきにより、イカ類の種名表示の偽装の可能性を予見、平成30年度からの調査研究において新たにイカ加工品の種判別技術を開発し、短期間で試験室間試験を行い、実用化した。 実用化した技術を用いてモニタリング検査を行い、複数の商品から表示の疑義を検出した。疑義を受けて実施した立入検査においても、事業者に対する的確な質問、資料等の検証、早期の報告等主体的な役割を果たして疑義の解明に結びつけ、令和3年度には、農林水産省により2件の事業者に対する指示・公表が行われた。	に実施し、標準処理期間内の報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。 また、スルメイカの事案では、調査研究業務での種判別技術の開発に始まり、モニタリング検査、立入検査と一連の食品表示の監視業務が有機的に結びついて、農林水産省の措置及び表示の適正化に結びつけることができた。以上のことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	準処理期間内の報告処理率は100 %である。 さらに、スルメイカの事案では、スルメイカの不漁の情報から偽装の可能性を予見し、平成30年から判別技術の開発し、実用化をしたことで、令和3年度の農林水産省の処置及び表示の適正化に結びついており、食品表示制度の信頼性の確保に貢献した。 これらのことから、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	＜定量的指標＞ ◇報告処理率：100%（報告件数/調査終了件数）	＜主要な業務実績＞ イ 行政部局の要請による事業所等への調査については、次のとおり適正に実施し、結果を取りまとめ、要請者に対し報告した。 ・農林水産省からの依頼に基づく任意調査1件（1事業所・延べ1回） ・都道府県からの要請による協力調査1件（4事業所・延べ7回） 【処理率100%（2/2）】 なお、協力調査時に入手した原料等について、都道府県等からの依頼に基づき、科学的検査を1件実施した。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：報告処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	②イ 行政部局の要請による事業所等への調査について、2 件実施し、報告処理率は100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関からの検査要請に的確に対応した検査を実施する。検査品目に関しては、農林水産省関係部局と調整し、緊急度及び重要度の高いものに重点化する。また、検査項目に関しては、原産地表示等の検査を重点的に行う。 過去の違反が多く消費者の関心が高い原産地表示検査の実施に当たっ	③ 食品表示の科学的検査業務 表示監視行政への支援機能を強化するため、農林水産省関係部局と連携の上、検査対象の重点化に取り組み、食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を以下のとおり実施する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。 ア 検査対象の重点化では検査品目	＜定量的指標＞ ◇原産地表示検査の実施率：100%（実施件数/2,400 件）	＜主要な業務実績＞ ③ 食品表示の科学的検査業務 食品関連事業者により販売される食品のモニタリング検査及び表示監視関係行政機関等からの検査要請に的確に対応した検査を6,153 件実施した。（2,502 件（原産地表示に関する検査）＋259 件（遺伝子組換え表示に関する検査）＋3,392 件（品種判別その他の検査）＝6,153 件）。 なお、検査の結果、疑義が認められた127 件については、農林水産省関係部局等に速やかに報告した。 ア 緊急事態宣言、自宅待機等により、買上げ、分析等の制約を受けたことから、検査の重点化対象である原産地表示及び遺伝	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：新型コロナウイルス感染拡大防止対策の影響により業務の制限をせざるを得ない状況の中で、原産地表示に関する検査は所期の予定件数を上回った。加えて、あさりにおける農林水産省の実態調査、熊本県からの分析要請等に的確に協力したことや、地域センターが創意工夫したような効率的スクリーニング法の開発及び導入といった不断の業務改善及び効率化に	③ 食品表示の科学的検査について、原産地表示検査を 2,502 件実施し、実施率は104 %である。 さらに、あさりの実態調査にあつては科学的分析により「広域小売店におけるあさりの産地表示の実態に関する調査結果」の公表に貢献した。 加えて、令和2年度のみその分析法に引き続き、しょうゆの保存料の分析にあつては新たに効

ては、原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、直近3年間の目標件数の水準を維持する。 検査の結果、疑義が認められた場合には、検査結果を農林水産省関係部局等に速やかに報告する。	に関して、農林水産省関係部局と調整して緊急度及び重要度の高いものを重点化し、次の検査を行う。 (ア) 原産地表示に関する検査については、直近の検査件数実績の推移及び原産地に関する表示監視の重要性を踏まえ、過去の違反が多く、国産と外国産の価格差が大きい、あさり、うなぎ加工品等の検査を優先的に行うとともに、国産農産物の需給動向に変化が生じた時期や端境期など偽装が生じやすい時期に買い上げるなど、検査対象品及び検査時期の選定を適切かつ、きめ細かく行い、2,420件以上の検査を実施する。 また、新たに開発され有効性が確認された判別手法を積極的かつ適切に検査に利用する。 (イ) 消費者の関心が高い遺伝子組換え表示に関する検査については、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を、250件以上実施する。 なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、原料として使用された農産物の入手に可能な範囲で取り組み、遺伝子組換え体の混入率について検査を行う。 イ 食品のモニタリング検査では、農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、検査対象とする生鮮食品及び加工食品の一部について、検査品目の選定及び買上げを農林水産省と連携して行い、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組むとともに、分析疑義が判明した時点で速やかに買上げ及び検査を追加実施して疑義の継続性・広域性等の確認を行う取組等によるモニタリング検査の機動性向上に引き続き取り組む。		子組換え原料の検査を優先して検査予定の組替を柔軟に行いつつ、農林水産省関係部局と調整して検査品目を緊急度及び重要度の高いものに重点化し、次の検査を行った。 (ア) 原産地表示に関する検査については、検査対象品目及び検査時期の選定を適切かつきめ細かく行い、2,502件の検査を実施した。 なお、あさりについては、農林水産省が行った広域小売店におけるあさりの産地表示の実態調査での入手品に対してDNA検査を50件行い、このうち熊本県産と表示されたあさりの31件中30件において、外国産あさがりが混入されている可能性が高いとの結果を農林水産省に報告を行った。これまで指摘されていた熊本県のあさりの漁獲量より、流通している熊本県産表示のあさがりが多いという矛盾について、今回の実態調査による検証によりその実態の見える化に貢献した。 (表1-2-(1)-1参照) 【実施率：104.3% (2,502/2,400)】 (イ) 遺伝子組換え原料の混入の有無の確認検査について、商品ごとの流通実態を勘案して効果的に検査対象品の選定を行い、豆腐、油揚げ等の検査を行った。 検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものについては分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物等を入手し、遺伝子組換え体の混入率等について検査を行った。 これらの遺伝子組換え表示に関する検査を合計259件実施した。 なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適切な管理が認められた案件はなかった。 イ 農林水産省が行う社会的検証への支援を強化するため、同省と連携して実施する検査については、緊急事態宣言の影響を踏まえて日程等を調整しつつ、生鮮食品209件、加工食品143件、合計352件実施した。その際、検査結果の報告が正確で分かりやすいものとなるよう報告内容の充実に取り組んだ。 分析疑義が判明した時点で速やかに追加買上げ及び検査を実施して疑義の継続性、広域性等の確認を行う取組を66件に対して行うなど、モニタリング検査の機動性向上に取り組んだ。	向けた努力を行っており、計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	率的な分析法の開発及び導入を行い、前処理時間を四分の一にできるなど、不断の業務改善及び効率化が進められている。 これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 (評定：A)
---	--	--	--	--	--

	ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査では、要請の目的に応じた検査内容となるようにするとともに、科学的検査に関する技術的な相談等の協力要請についても、可能な限り対応する。		ウ 表示監視関係行政機関等からの要請による検査については、その目的に応じた検査内容となるよう要請者の意向を踏まえて204件実施した。また、科学的検査に関する技術的な相談についても、可能な限り対応した。なお、あさりの産地判別については、①緊急命令等業務の科学的知見の提供に先立つ熊本県からの要請に基づき、30件の分析を行い結果の提供と合わせて判別技術の説明を丁寧に行った。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 地域センターが、モニタリング検査の問題点に対する創意工夫を行い、効率的なスクリーニング方法として「しょうゆの安息香酸測定方法（固相抽出法）」を新たに開発し、令和4年度から検査に導入予定である。令和2年度に開発したみそのソルビン酸分析の知見をベースにしたが、しょうゆはみそよりも妨害物質が多かったため、これらを取り除くため抽出条件及び妨害物質の影響を受けにくいHPLCの分析条件を検討し、必要な分析精度を確保した。 新法の導入により①固相抽出法を用いることにより、現行法の加熱工程におけるCO₂排出削減及び火傷等の危険性を回避できる。②現行法に比べ、1回の分析（6試料）の前処理時間を約6時間から約1.5時間へ短縮できる。③機器（HPLC）の移動相を変更することにより、トラブル発生率の低減及び安定的な測定につながるメリットがあり、迅速なモニタリング調査への貢献が期待される。		
④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	④ 食品表示110番等対応業務 食品表示110番等を通じて寄せられる不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、手順書に従い疑義情報接受後、速やかに農林水産省関係部局へ回付する。また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（回付件数/情報提供）	<主要な業務実績> ④ 食品表示110番等を通じて寄せられた不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報19件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ迅速かつ確に回付した。 【実施率100%（19/19）】 また、農林水産省からの依頼による科学的検査では、食品表示110番に係る検査を27件実施した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ 食品表示110番等対応業務について、不適正表示や違法なJASマーク表示に関する情報提供を19件実施し、実施率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び判別技術の開発・改良に関する調査研究を13課題以上実施し、その取組状況、結果等について、外部有識者の評価を受ける。	⑤ 調査研究業務 食品表示監視業務で活用できる分析技術及び判別技術の開発・改良に関する調査研究を13課題以上実施する。 また、外部有識者から成る委員会を年1回以上開催し、調査研究の取組状況、結果等について評価を受ける。	<定性的指標> ◇調査研究業務の実施状況	<主要な業務実績> ⑤ 調査研究業務 食品表示の監視に関する調査研究について、13課題を実施した。その成果について、外部有識者を含めた委員会（令和4年3月9日開催）において調査研究課題ごとに評価を受けた。 （別紙「調査研究課題一覧」参照） 調査研究業務の進行に当たっては、調査研究担当課と科学的検査の企画・調整担当課による内部検討会を複数回開催し、調査研究対象品目の生産・流通実態等を踏まえた実施計画の作成、見直しを行い効率的に実施した。また、検査担当課との意見交換を行い、連携して検査法の導入及び改良を行った。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：食品表示の監視に関する調査研究については、目標課題数を満たすことに加え、外部有識者を含めた委員会において業務の実施状況を高く評価され、A評価6題、B評価7題であった。全ての加工食品について原料原産地表示の経過措置期間が終了するタイミングで、イカ類加工品の原料イカ及び豆腐の原料大豆の産地判別法が原料原産	⑤ 食品表示に監視に関する調査研究について、13課題実施（年度目標値:13課題以上）し、外部有識者を含めた委員会においてA評価6課題、B評価7課題であり目標の水準を満たしている。 特に、イカ類加工品の原料イカ及び豆腐の原料大豆の産地判別法が、加工食品の原料原産地表示の経過措置期間が終了す

			調査研究業務で得られた成果について、他部門と連携し、公開調査研究発表会（令和3年11月11日）をオンラインで開催し、また、研究成果を「食品関係調査研究報告」に取りまとめ電子ジャーナルとして発行し、効果的な成果の普及に努めた。 調査研究課題の評価においては、実施した13課題の全てがB以上の評価を受けた。新たな検査法の開発を行い検査への導入が確実となったもの及び既存の検査法改良について、適用範囲の拡大、判別率の向上、分析の大幅な効率化・低コスト化等が図られることが確実となったものについては、A評価とすることとされ、A評価6題、B評価7題であった。A評価となった課題のうち、イカ類加工品の原料イカ及び豆腐の原料大豆の産地判別法が、全ての加工食品について原料原産地表示の経過措置期間が終了するタイミングで原料原産地表示の新たな検査法として追加され、次年度の検査に導入されることとなった。 【特筆事項等について】 令和3年度から、公開調査研究発表会（令和3年11月11日開催）を、FAMICで調査研究を行っている全部門（肥料、飼料、農薬、食品表示、JAS、食品安全に係る有害物質の分析調査）の成果を対象とした完全統合形式で開催した。 また、セミナーに対応したWeb会議システムを用いることで、アクセス可能者数を増やし、多くの参加者がWebで参加できるようになった。これにより、これまで参加が難しかった遠隔地の協力研究機関等の参加が容易になり、また、参加を個別に呼びかけること等により、外部参加者は前回の29名から91名となり、関東以外からの参加者も前回の1名から19名へと大幅に増加し、研究成果の発信効果を向上させた。 さらに、参加者の聞き取りやすさ向上等のため、全ての発表を事前録画し配信するとともに、発表会中のチャット及び事後のメールにより、質問を受け付け、後日まとめてメールで回答することにより、質問可能な時間制限を撤廃し、参加者と双方向でより細やかなコミュニケーションを行った。	地表示の新たな検査法として追加され、4年度からの検査に導入されることとなった。 さらに、公開調査研究発表会の運営方法を改善してオンラインにより開催し、外部参加者の大幅増・コミュニケーションの向上等の成果が得られた。これらにより、FAMICの調査研究が適切に行われ、かつその成果の活用が効果的に行われていることから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。	るタイミングで原料原産地表示の新たな検査法として追加されたこと及び梅農産物漬物の原料原産地の検査対象を和歌山から国産全般に拡大し、小梅も適用範囲に含んだことは評価できる。 さらに、非加熱のうなぎの原料原産地の分析を可能としたことは立入検査に新たに科学的手法を導入することが可能となり、表示監視業務に貢献するものである。 加えて、調査研究発表について、FAMICの全部門で統一的な発信としたこと、質疑についてWeb会議のほかメールでも受け付けることについて、情報の発信能力・コミュニケーションの向上が図られていると認められる。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）
--	--	--	---	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-2-(2)	日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第3号、第4号及び第5号並びに第2項第1号 JAS 法 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ② JAS の制定等に係る業務 ⑥ 農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務 ⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号：0069

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
① 農林水産省からの緊急命令等業務	実施率	100%（報告件数/要請件数）	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円)	979,071	1,022,041	1,014,170	1,041,442	1,057,424
								決算額(千円)	914,870	913,576	1,004,663	1,051,889	1,039,841
② JIS の制定等に係る業務(JIS の確認等に関する原案作成)	原案作成件数	10 件	100% (9/9)	100% (16/16)	100% (7/7)	100% (3/3)	180% (18/10)	経常費用(千円)	986,941	990,527	1,040,847	1,034,510	1,004,022
								経常利益(千円)	15,888	15,149	31,765	70,927	39,813
								行政コスト(千円)	—	—	1,874,691	1,040,814	1,010,240
② JIS の制定等に係る業務(日本産品の優位性の発掘につながる原案(団体等の提案に係るサポート件数含む。))			3 件	8 件	6 件	13 件		行政サービス実施コスト(千円)	1,023,703	1,033,184	—	—	—
③ 国際規格に係る業務(国内委員会等開催数)	国際標準化活動の実施	—	国内委員会を計4回開催	国内委員会を計1回開催	国内委員会を計3回開催	国内委員会を1回開催、国際会議に20回参加、国際規格プロジェクト41件に参画（うち発行済は9規格）	国内委員会を3回開催、国際会議に26回参加、国際規格プロジェクト26件に参画（うち発行済は10規格）	従事人員数	101	99	101	105	103
③ 国際規格に係る業務(参画しているプロジェクト数)			—	52 件	50 件(うち発行済は9規格)	—							
③ 国際規格に係る業務(研修会等の回数)			—	7 回	5 回	—							
③ 国際規格に係る業務(ISO 会議への対応回数)			11 回	20 回	19 回	20 回							
④ア 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務(登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査)	45 業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/報告件数)	新規：実績なし 更新：100% (50/50)	新規：実績なし 更新：100% (35/35)	新規：100% (7/7) 更新：100% (18/18)	新規：100% (2/2) 更新：100% (4/4) 新規：実績なし 更新：実績なし	新規：100% (2/2) 更新：100% (51/51) 新規：100%(1/1) 更新：実績なし						
④イ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務(登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査)			新規：— 更新：—	新規：実績なし 更新：実績なし	新規：実績なし 更新：実績なし								
⑤ア JIS 法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等)	3 業務日又は30 業務日以内	100%(標準処理期間内報告件数/検査終了件数)	100% (5/5)	100% (73/73)	100% (69/69)	100% (68/68)	100% (78/78)						
⑤イ JIS 法に基づく立入検査等業務(登録外国認証機関等)	45 業務日以内		—	100% (4/4)	100% (12/12)	100% (8/8)	100% (11/11)						
⑤ウ JIS 法に基づく立入検査等業務(登録認証機関等の技術能力確認調査)	調査実施率	100%(実施件数/計画件数)	—	100% (463/463)	100% (446/446)	100% (460/460)	100% (431/431)						
⑤エ JIS 法に基づく立入検査等業務(行政局要請検査)			実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし						

⑥ 認定制度に基づく認定業務(認証機関又は試験業者の申請に応じて審査)	調査実施率	100%(審査件数/申請受理件数。申請中の案件を除く。)	—	実績なし	実績なし	100% (4/4)	100% (6/6)	
⑥ 認定制度に基づく認定業務(国際相互承認に向けた取組)	国際相互承認に向けた取組	—	国内の認定体制を整備	認定センターを設置し、認定業務に必要なマニュアル等を整備	加盟申請に必要なマニュアル類を英訳し、国際相互認証を行う地域団体であるAPACの賛助会員に加盟	国際相互認証申請に必要な認定実績を確保し、APACの準会員となった。	製品認証分野(ISO/IEC 17065)において、APACへ国際相互承認の申請手続きを行った。	
⑦ア 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(登録認定機関の登録及びその更新申請調査)	調査実施率	100%(調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数。調査中の案件を除く。)	—	—	—	100% (5/5)	100% (2/2)	
⑦イ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(登録認定機関及び関係のある事業者に対する立入検査)	検査実施率	100%(検査報告件数/農林水産大臣が指示した検査件数。検査中の案件を除く。)	—	—	—	実績なし	100% (6/6)	
⑦ウ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務(行政部局の要請による調査)			—	—	—	実績なし	実績なし	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 JAS 法に基づき、農林水産業及びその関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与するため、以下のとおり JAS の制定等、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JAS に係る検査等業務を行う。 また、JAS の活用が図られるよう JAS 制度の普及を行うとともに、規格に関する専門的知識を有する人材の育成を進める。 さらに、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務 日本農林規格等に関する業務の実施に当たっては、国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として対応し、新たに国際的に通用する信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、日本農林規格（以下「JAS」という。）の制定等、JAS 制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JAS に係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	<定量的指標> ○農林水産物等の品質の改善等に関する業務 中項目の評価は、小項目別（◇）の評価結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：◇小項目 4（項目）×3 点（A）＋小項目 5（項目）×2 点（B）＝22 点 A：基準点（18）×12/10 ≤ 各小項目の合計点（22） <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> 我が国の強みのアピールにつながる JAS の原案作成について、予定件数（10 件）を大きく上回る 18 件を実施し、農林水産消費安全技術センター認定制度に基づく認定業務において、業績向上努力により迅速に審査を実施し認定したことに加え、国際相互承認申請の手続きを開始した。また、JAS 法施行規則の改正に対応した登録認証機関の登録更新調査や登録第 1 号となる登録試験業者の調査により JAS の運用に資することができた。さらに、FAMIC の知見や技術を生かした創意工夫による主体的な取組として、JAS の海外への浸透・定着に向け ASEAN 諸国との関係強化や国際規格化に向けた各国との協力体制構築の推進、有機同等性の承認を行うために必要な調査の実施、林産物 JAS に係る接着剤同等性能確認スキームの創設により、日本産品の輸出拡大等に貢献した。		評定 A	<評定に至った理由> 10 の小項目のうち実績のない 1 項目を除き、A が 4 項目、B が 5 項目であり、小項目を積み上げた項目別評定は A であったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第 12 条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に対応すべき課題が生じた場合は、他の業務に優先して、調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに農林水産大臣等に報告する。	<定量的指標> ◇実施率：100 %（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	① 農林水産省からの緊急命令等業務について、実績がないため評価せず。（評定：－）	
② JAS の制定等に係る業務 JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化を見据えて規格原案の作成を行う。その際、国際的に活用する規格にあっては、必要に応じて日英両語で作成する。	② JAS の制定等に係る業務 ア JAS の制定等については、農林水産省のほか、様々な関係機関とのネットワークを活用・連携して、規格のニーズ・シーズを探索し、規格化の可能性のあるものは、国際化も見据えて原案の作成を行う。	<定量的指標> ◇我が国の強みのアピールにつながる新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案の作成件数（団体等の提案に係るサポート件数を含む）：10 件	<主要な業務実績> ② JAS の制定等に係る業務 ア 我が国の強みのアピールにつながる新たな JAS の原案作成について、Web 会議を開催するなど広範囲に所在する関係者との連絡、調整等を緊密に実施できる体制を構築し、効果的かつ効果的な検討を可能とした。これにより、新たな規格 2 件、既存規格の見直し 2 件について、原案の申出及び日本農林規格調査会（JAS 調査会）の審議のための想定問及び関連する告示案の作成並びに JAS 調査会での規格案説明及び質疑応答への対応等、規格案可決までのフォローアップを的確に行った。 また、事業者団体等の提案に係るサポートは、新たな規格 12 件、既存規格の見直し 2 件について、原案の検討、申出、JAS 調査会審議のための想定問作成等をサポートするとともに、関連する告示案の作成を的確に行った。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：新たな規格の原案及び既存規格見直しによる原案作成件数の達成率は 180 % である。自ら検討した原案申出 4 件に加えて、民間提案に対して 14 件の規格検討のサポートを実施し、規格提案者側の他律的な要因で規格策定が進まない案件が多い中、我が国の強みのアピールにつながる多数の JAS 原案の検討を進めている。このことは、農林水産	② JAS の制定等に係る業務について、18 件実施し、原案作成実施率は 180 % である。 このことは、農林水産省の 7 規格制定につながっており、農林水産・食品分野における標準化の推進に大きく貢献している。 さらに、有機同等性の相互承認については、令和 4 年 1 月末までの期限付きであった英国との有	

			【処理率 180%：規格（18/10）】		
また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進するとともに、JAS の確認等を行う。 さらに、国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行う。 加えて、JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、事業者等に対する説明会等を通じ、国内外への普及啓発を推進する。 【重要度：高】 規格・認証は、商取引を効率化・円滑化するツールとして、サプライヤーは品質管理基準として、バイヤーは調達基準として活用され、特に、海外取引では、価値観・文化・商習慣が異なる者同士が取引を円滑に行えるよう、必要な情報や信頼を担保していることから、農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化に向けて、事業者や産地からの提案により、我が国の強みのアピールにつながる多様な JAS の制定が重要である。 ②の業務は、上記の実現に主要な役割を果たすことから、重要度が高い。	また、事業者団体等から提案される規格案について、積極的にサポートし、規格化を推進する。 イ JAS 制度、新たに制定された JAS 等について、国内外への普及啓発を推進するため、事業者等に対する説明会等を実施する。 ウ 国際規格や技術の動向等を含め、JAS の制定等及び有機認証制度の同等性協議に係る調査等 JAS 制度の運用に資するための調査等を積極的かつ効率的に行い、新たな JAS の原案作成等に活用する。		イ 事業者団体等による創意工夫を生かした JAS の活用が図られるよう、新たな JAS の提案促進のための説明会等を実施した。 説明会では、Web 会議システムを活用し、制定した JAS に係るプロジェクトメンバーによる具体的な体験等の説明、JAS 提案の事例紹介、JAS 認証導入・原案作成のための支援事業の説明など、農林水産省と連携し、効果的な普及や関係者の標準化に対する関心が高まる工夫を行った。 Web 展示会では、複数の展示会に延べ 337 日間 JAS 申出につながるコンテンツを出展し、JAS 提案など来場者の JAS の活用意識の醸成を図った。 また、「知」の集積と活用場産学官連携協議会下の二つの研究開発プラットフォームにて JAS 制度の説明を行い、参加企業等に対して新 JAS 提案への理解の向上を図った。 さらに、FAMIC ホームページ及び動画投稿サイトに標準化や JAS 申出に関する動画、試験方法等規格解説動画を掲示するとともに、海外での JAS の普及・展開を促すため 2 規格の英文翻訳を掲載した。 ウ 農林水産省が有機食品の輸出拡大のために、有機 JAS 認証制度との同等性（有機同等性）承認を得るための二国間交渉を検討している輸出先国（地域を含む。）に関して、当該国の有機制度の調査及び有機 JAS 制度との相違点の調査等を継続して実施した。英国との有機同等性調査においては、書類審査及び Web による現地審査を行い、その結果を取りまとめて農林水産省へ報告した。 また、農林水産省が行う英国との二国間会議に参加して、二国間協議のサポートを実施し、相互承認の合意に貢献した。 エ 年度目標で指示された業務のほか、JAS 制度の運営に貢献する次の業務を実施した。 集成材等の接着剤を用いて製造する林産物の JAS では、使用できる接着剤の種類が定められており、それらと同等の性能を有する接着剤も使用できることが規定されている。同等の性能を有するか否かの確認に当たっては、様々な接着性能試験の実施とその結果の確認が必要となるが、結果の確認については、高度な知見や技術が不可欠であり、これを実施できる機関がなかった。 このため、林産物に用いる接着剤の同等性能確認のスキームを創設し、令和 3 年度から確認業務を開始し、16 件の接着剤について同等の性能の確認結果を公表した。 確認業務の実施に当たっては、確認の基準や手順を公表することによって、申請者間の公平性や手順の公正性を担保した。 また、同等の性能が確認された接着剤を FAMIC のホームページで公表することにより、林産物の JAS 認証事業者の商品開発や接着剤選択などの利便性の向上を図るとともに、確認結果の通知	省の 7 規格制定につながっており、農林水産・食品分野における標準化の推進に大きく貢献するとともに、政府の成長戦略実行計画、農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略等、政府の各施策推進に貢献するものである。さらに有機同等性の円滑かつ速やかな審査の実施により、英国との間で有機同等性の相互承認が継続されるなど、他国との協議も順調に進んでいることは、農林水産省が実施する農林水産業の輸出強化に大きく貢献するものである。 これらの計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	機同等性を継続できるなど、農林水産省が実施する農林水産業の輸出強化に貢献するものであることから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

			を邦文に加えて英文で行うことにより、輸出時の接着剤メーカーの性能アピールにも貢献した。		
③ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際標準化機構（ISO）が制定等する国際規格へ国内意見を反映させるため国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JAS と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等、国際標準作成に関する活動を行う。 また、JAS と国際規格との連動に係る活動については、国際会議に規格を提案するため、研究機関や民間の有識者と連携を強化するとともに、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。 加えて、国際規格化の対応を円滑に進めるために、国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。	③ 国際規格に係る業務 国際規格に係る業務について、国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34（うち WG14、WG21 等の作業グループに係る活動））及び傘下の分科委員会（TC34/SC12、TC34/SC16、TC34/SC17）、並びに合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行う。 ア 必要に応じて外部有識者等から成る委員会を設置し、国内の意見集約（関連する専門委員会等からの意見照会等への対応を含む。）、JAS と国際規格との連動も見据えた情報の収集・提供等を行う。 イ 国際会議への規格の提案に必要となる研究機関や民間の有識者と上記アの委員会等を通じて連携の強化を図る。また、日本産品を輸出する際のニーズの把握等必要な調査を行う。 ウ 国内意見の反映に努めるため、必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。なお、JAS と国際規格との連動に係る活動については、国際化の対応を円滑に進めるため国際会議の議論に積極的に貢献する。その際、有識者とともに職員が作戦作りから参加して対応力の向上に努める。	<定性的指標> ◇国際標準化活動の実施	<主要な業務実績> ③ 国際規格に我が国の意見を反映させるため、国際標準化機構（ISO）の食品専門委員会（TC34）、官能分析分科委員会（TC34/SC12）、分子生物指標の分析に係る横断的手法分科委員会（TC34/SC16）、食品安全のためのマネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、木質パネル専門委員会/合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際規格の検討状況を把握するため、木質構造専門委員会（TC165）に出席した。 また、ISO スマート農業 SAG について、事務担当として、関係する TC 等への情報提供及び国内報告会の運営に協力した。 ア 関係する TC、SC における国際規格策定案件に対応するため、外部有識者等からなる国内対策委員会等を設置し、メール等により、JAS を踏まえた国際規格への提案も見据えた国内の意見集約、情報の収集等を実施した。 また、これらの取組の中で ISO において新規策定又は改正が検討されていた規格について、JAS を踏まえた国際規格への提案を見据えて、食品成分の分析法や遺伝子検出法、木材や合板の試験法等 26 規格のプロジェクトに参画し、そのうち 10 規格が発行される等、ISO の規格策定及び改正に貢献した。 イ 「生鮮食品等の機能性成分に関する試験方法」の国際規格化を目指し、研究機関や民間有識者から構成される外部機関主催の有識者グループ会合に規格開発責任者として参画し、規格素案を作成する等活動を推進するとともに、日本提案に興味を示している複数国に対して個別に協議を行い、日本提案への協力を要請した。 ウ 国際規格案件ごとの重要度や検討状況等を踏まえ、外部有識者等の専門家及びFAMIC職員を選定の上、次のとおり国際会議（Web会議を含む。）へ派遣した。 （ ）内はFAMIC職員派遣数。 【TC34/WG20】 アフラトキシン：1回派遣/1回開催（2名） 【TC34/WG24】 定量核磁気共鳴分光法：1回派遣/1回開催（0名） 【TC34/WG25】 食料安全保障：2回派遣/2回開催（延べ7名） 【TC34/W26】 植物性食品：2回派遣/2回開催（延べ10名） 【TC34/SC16 総会】 3回派遣/3回開催（延べ9名） 【TC34/SC16/WG8】 肉種鑑別：2回派遣/2回開催（0名） 【TC34/SC16/WG10】 高速核酸増殖法：2回派遣/2回開催（0名） 【TC34/SC16/WG13】 マイクロアレイの検出：1回派遣/1回開催（3名） 【TC34/SC17 総会】 1回派遣/1回開催（2名） 【CASCO-TC34/SC17/JWG36】 ISO22003 改訂：4回派遣/4回開催（延べ6名） 【TC34/SC17/WG11】 前提条件プログラム：3回派遣/3回開催（延べ3名） 【TC34/CAG】 Chair's Advisory Group：1回派遣/1回開催（1名） 【TC89/SC3】 合板：0回派遣/0回開催（0名）	<評定と根拠> 評定：A 根拠：計画のとおり国内審議団体として、外部有識者等からなる委員会を設置し国内の意見を集約、JAS と国際規格との連動を見据え JAS に関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国内意見の反映に努めるため国際会議に職員等を派遣するなどの活動を実施した。 なお、JAS として制定された機能性成分に関する試験方法の ISO 提案では、各国代表及び WG 主査等との個別協議の結果、ISO 提案への賛同を得るとともに、提案先としての WG が適切であるかや、他の WG の活動状況等の有益な情報を入手することができた。 また、国際協力の一環である ASEAN 人材育成プロジェクトでの講義を通じて、ASEAN 各国との継続的な関係強化、JAS の国際的プレゼンス向上にも貢献した。 これらの活動を通じて、国際化対応力は一段と向上しており、目標を上回る成果と認められる。	③ 国際標準化機構の食品専門委員会等の国内審議団体として、外部有識者等からなる委員会を設置し国内の意見を集約、JAS と国際規格との連動を見据え JAS に関連する ISO の規格策定のプロジェクトに参画、国内意見の反映に努めるため国際会議に職員等を派遣するなどの活動を実施している。 なお、機能性成分に関する試験方法 JAS の ISO 提案について、個別協議活動を通じて、複数の国から賛同を得るなど着実に進展しており、JAS の国際化に貢献している。 さらに、JAS のプレゼンス向上のため、シンガポールやベトナムに対して実施した講義を通じて JAS を普及啓発するとともに、農林水産・食品の規格／認証分野での連携強化に貢献している。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められる。（評定：A）

			〔TC218〕 木材：1回派遣/1回開催（3名） 国際規格の検討状況を把握するため、外部有識者等の専門家及び FAMIC 職員を選定の上、次のとおり国際会議（FAMIC 以外の機関が国内審議団体、Web 会議を含む。）へ派遣した。 （ ）内は FAMIC 職員派遣数。 〔TC165 総会〕 木質構造：1回派遣/1回開催（4名） 〔TC165/WG12〕 竹の構造的利用：1回派遣/1回開催（4名） また、国際食品規格の策定等を行うコーデックス食品規格委員会関連の国内会議に 11 回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理するとともに、その結果をグループウェアに掲載し、関係部署と情報共有した。 JAS の国際化に対応する人材育成として、国際会議における作戦作りを含めた会議の進め方や、国際会議にも必要な知見である国際規格に関する専門的知識を習得するため、経済産業省、農林水産省及び民間機関が主催する ISO 等標準化に関する研修等に参加するとともに、一部講師を担当した。 【特筆事項等について（創意工夫等）】 農林水産物等の輸出拡大、国際競争力の強化に向け、JAS の国際化への取組強化が求められている中、JAS として制定された機能性成分に関する試験方法の ISO 提案に興味を示している 3 か国（モーリシャス、ガーナ、オランダ）に対する個別協議を行った。その結果、日本提案への理解を深めることに成功するとともに、日本提案の問題点を把握することが可能となった。また、個別協議を通じて入手した問題点等の情報をもとに、別途、関係する WG の主査等とのオンラインでのディスカッションを行い、より円滑に提案・審議するための提案先、提案内容についての方針を定めることができた。 さらに、農林水産・食品の規格／認証分野での連携強化を目的とし、ASEAN 人材育成プロジェクトではシンガポールに、二国間協力事業ではベトナムに、オンラインにて講義を行い、新型コロナウイルス感染症拡大下においても ASEAN 各国に対する JAS 普及啓発を継続させた。シンガポールにおける分析技術に関わる実技講座では、FAMIC が作成した試験方法 JAS の解説動画を活用し、伝わりやすさを高める工夫を行ったことにより、講座受講生の JAS の理解度向上（アンケートの結果、約 2.5 倍）が図られるとともに ASEAN 各国との継続的な関係強化及び JAS の国際的プレゼンス向上へ貢献できた。		
④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 14 条第 2 項（JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、	④ 登録認証機関等及び登録試験業者等に対する調査等の業務 ア 登録認証機関等の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 （イ）登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 14 条第 2 項（JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場	<定量的指標> ◇標準処理期間内の処理率：100 % （標準処理期間内報告件数/報告件数）ただし、調査の過程で申請者に対し資料の記載内容の確認、追加提出等を請求した場合において、申請者からそれらの	<主要な業務実績> ④ア JAS 法第 14 条第 2 項（JAS 法第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく登録認証機関及び登録外国認証機関（以下「登録認証機関等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011 適合性評価－適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、次の取組を行った。 （イ）登録認証機関等の登録における調査 2 件及び登録の更新時における調査 51 件について、業務の進行管理を適切に行い全て 45 業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 なお、登録認証機関等の業務規程等の変更の届出に関する調査	<評定と根拠> 評定：A 根拠：標準処理期間内（45 業務日以内）の処理率は 100 %であり、計画における所期の目標を達成している。 また、JAS 法施行規則の改正に伴う登録申請時の提出書類の削減及び長期化した新型コロナウイルス感染症拡大下で多くの登録更新調査を実施するため、調査の方法を工夫する	④ 登録認証機関等に対する調査等の業務について、登録における調査 2 件及び登録の更新時における調査 53 件実施し、標準処理期間内の処理率は 100 %である。 また、JAS 法施行規則の改正に伴う登録申請時の提出書類の減少に伴う事業所調査手法の改良による調査時間の短縮や、前

ISO/IEC 17011 に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から45業務日以内に農林水産大臣に報告する。 イ 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査 登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 43 条第 2 項（JAS 法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、その結果を申請書類の受付から 45 業務日以内に農林水産大臣に報告する。	合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、申請書類の受付から 45 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 (イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。 イ 登録試験業者及び登録外国試験業者（以下「登録試験業者等」という。）の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 (ア) 登録試験業者等の登録及びその更新の申請に係る調査は、JAS 法第 43 条第 2 項（JAS 法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、ISO/IEC 17011 に基づいて行い、申請書類の受付から 45 業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告する。 (イ) 調査の結果、登録試験業者等の登録基準への適合性が確認されない場合は、農林水産省へ報告する。	確認、提出等が行われるまでに要した機関は処理期間に含めない。	を行い、令和 3 年度に調査が終了した 148 件を依頼のあった農林水産省に報告した。 (表 1-2-(2)-1 参照) (イ) 調査の結果、登録認証機関等の登録基準への適合性が確認されない案件はなかった。 イ JAS 法第 43 条第 2 項（JAS 法第 45 条第 2 項において準用する場合を含む。）に基づく登録試験業者及び登録外国試験業者の登録及びその更新の申請に係る調査について、農林水産大臣の指示に従い「ISO/IEC 17011 適合性評価—適合性評価機関の認定を行う機関に対する一般要求事項」に基づき、登録試験業者の登録における調査 1 件を、業務の進行管理を適切に行いながら実施し、45 業務日以内に農林水産大臣へ調査結果を報告した。 なお、当該登録試験業者は、後述する農林水産消費安全技術センター認定制度による試験所の認定申請と同時に登録試験業者の登録申請を行った事業者である。当該認定制度の啓発に合わせ、JAS 法に基づく登録試験業者制度にも関心を示す試験業者が現れたことにより、登録試験業者第 1 号の登録が行われることとなった。 【処理率 100%（54/54（新規 2＋更新 51）（ア（イ））＋0（ア（イ））＋（新規 1＋更新 0）（イ））】 【特記事項等について（創意工夫等）】 令和 3 年 4 月 1 日付け JAS 法施行規則改正により、登録更新申請時に提出する書類が削減された。従前は登録認証機関の事業所での調査の前に提出書類の調査により、JAS 法に定める登録要件への適合状況のうち書類で確認できる内容を確認していたため、書類の削減に伴い、調査の工夫が必要となった。 この状況に対応するため、これまでの書類調査に重点を置いた調査から事業所での調査に重点を置いた調査方法に変更するとともに、過去の調査結果を活用するなどの工夫をしたことにより調査時間の短縮を図った。 また、令和 3 年度から令和 4 年度にかけては、非常に多数の登録認証機関の更新申請を処理しなければならなかった時期（全登録認証機関の 65%がこの時期に集中。）であったにも関わらず、新型コロナウイルスの感染拡大により事業所に出向いての調査が行えず、登録更新調査の大幅な遅れが懸念された。 このため、令和 2 年度に試行的に行っていた登録認証機関に対する遠隔調査について、手順を整備し本格導入（書類の電子化、オンライン設備等の遠隔調査への対応体制等を登録認証機関に確認し、事業所での調査と同等の調査を行うことができると判断した登録認証機関に限る。）することにより、従前の調査と同等の調査を実施することができた。	とともに、遠隔調査を導入したことにより、従前までの調査から質を落とさずに調査を実施でき、登録認証機関の負担も減らすことができた。さらに、登録第 1 号となる試験業者の登録のための調査を実施した。これらの取組は、JAS 法施行規則改正後の継続した JAS 制度の運用に資するものであり、計画における初期の目標を上回る成果が得られていると認められる。	年度に試験的に実施していたリモート調査について体制を整備し、実地での調査と同等な調査が可能な認証機関に対してリモートで調査を実施するなど認証機関への負担の軽減及び業務効率化が図られている。 さらに、初の試験業者の登録の調査を実施しており、今後、試験業者の登録が進むことにより、さまざまな分野において更なる JAS の活用が期待される。 これらのことから、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。 （評定：A）
---	---	---------------------------------------	---	--	--

			これらの取組により、登録更新調査を速やかに実施することができた。		
⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、その結果を 3 業務日以内に報告する。	⑤ JAS 法に基づく立入検査等業務 JAS 法に基づく立入検査等については、次の取組を行う。 ア 登録認証機関及び認証事業者並びに登録試験業者に対する立入検査 JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い、立入検査が終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。ただし、JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を行う場合は、立入検査が終了した翌日から 3 業務日以内に結果を報告する。	<定量的指標> ◇標準処理期間内 (アに係る報告は 30 業務日以内又は 3 業務日以内、イに係る報告は 45 業務日以内)の処理率：100% (標準処理期間内報告件数/検査終了件数)	<主要な業務実績> ⑤ JAS 法に基づく立入検査等について、次の取組を行った。 ア JAS 法第 66 条第 1 項から第 5 項までの規定に基づく立入検査等については、農林水産大臣の指示に従い(ア)及び(イ)のとおり適切に実施した。 (ア) 登録認証機関の認証業務の確認を強化するため、65 機関に対する立入検査に着手し、77 機関（前年度からの継続案件 14 を含む。）の立入検査が令和 3 年度内に終了し、終了した翌日から 30 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査は、①事業所調査（登録認証機関の事業所で行う調査）、②製品検査施設調査（製品検査を実施する登録認証機関の製品検査施設で行う調査）、③立会調査（認証業務の現場に立ち会って行う調査）により行い、登録認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査：29 件（前年度からの継続案件 17 件を含む） ② 製品検査施設調査：43 件（前年度からの継続案件 24 件を含む） ③ 立会調査：177 件（前年度からの継続案件 32 件を含む） (イ) JAS 法令に違反している疑いがある等の情報に基づく立入検査を 1 件実施し、3 業務日以内に農林水産大臣に報告した。 (表 1-2-(2)-2 参照)	<評定と根拠> 評定：B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑤アイ JAS法に基づく立入検査等について、標準処理期間内の処理率は 100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	イ 登録外国認証機関及び登録外国試験業者に対する検査 JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査が終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。		イ JAS 法第 35 条第 2 項第 6 号及び第 55 条第 1 項第 5 号の規定に基づく検査については、農林水産大臣の指示に従い次のとおり適切に実施した。 登録外国認証機関の認証業務が適切に実施されていることを確認するための検査を 9 機関に対して着手し、11 機関（前年度からの継続案件 2 件を含む。）の検査が令和 3 年度内に終了し、終了した翌日から 45 業務日以内に結果を取りまとめ、全て標準処理期間内に農林水産大臣に報告した。 なお、検査は、①事業所調査、②製品検査施設調査（外部委託された製品検査施設の調査を除く。）により行い、登録外国認証機関の登録の区分、認証事業者数等に応じて必要な調査を次のとおり実施した。 ① 事業所調査：11 件（前年度からの継続案件 2 件を含む） ② 製品検査施設調査：3 件 (表 1-2-(2)-3 参照) また、上記検査以外に外部委託された製品検査施設に対する調査を 2 件実施し、農林水産省に報告した。 【処理率 100% (89/89(ア(ア)+1(イ)+11(イ)))】		
ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査	ウ 登録認証機関等の技術的能力等の確認調査	<定量的指標> ◇調査実施率：100%	<主要な業務実績> ウ 登録認証機関等の技術的能力等を確認し、立入検査に活用するため	<評定と根拠> 評定：B	⑤ウエ 技術的能力等を確認するための調査（現地

登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。	登録認証機関等の技術的能力等を確認するために、認証事業者及び格付の表示が付された製品の調査を行う。この調査は、過去の調査結果等を勘案して実施計画を定めて実施する。このため、本部と地域センターにおける調査業務の配分を行う。 また、この調査は、登録認証機関等の技術的能力等の確認を行うための立入検査に活用するため、次の調査によって実施する。 (ア) 認証事業者に対する調査は、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して実施する。 (イ) 格付の表示が付された製品の調査は、市場に流通する JAS 製品を買い上げ、JAS への適合性を判断するための検査を行う。その対象品目の選定に当たっては、これまでの製品調査の結果及び JAS の確認等業務への活用を考慮する。	(実施件数/計画件数)	に、合計 431 件の認証事業者を直接訪問して行う調査（「現地調査」）及び市場に流通する JAS 製品の調査（「製品調査」）を行った。 【実施率 100%（431/431）】 (ウ) 登録認証機関等の認証業務の確認を強化するため、各登録認証機関の調査員数、認証事業者数、過去の調査の結果等を勘案して、現地調査 6 件を実施した。 (イ) 登録認証機関等の認証業務が適切に実施されていることを確認するため、これまでの製品調査の結果等を勘案して、製品調査 425 件を実施した。 (表 1-2-(2)-4 参照) ＜主要な業務実績＞ 該当する事案はなかった。	根拠：調査実施率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	調査及び製品調査)について、431 件実施し、実施率は 100 %であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	エ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	＜定量的指標＞ ◇調査実施率：100% (審査件数/申請受理件数。審査中の案件を除く。)	＜主要な業務実績＞ ⑥ア 持続可能な水産養殖のための種苗認証（SCSA 認証）に係る認証機関 2 機関の認定維持、有機水産養殖認証に係る認証機関 1 機関及び有機養蜂認証に係る認証機関 1 機関からの認定更新申請に対し、ISO/IEC 17011 に基づき、立会いや事業所での審査を行い、適切かつ迅速に認定を行った。 試験業者 2 件の新規認定申請に対し、ISO/IEC 17011 に基づき、審査を実施し、適切かつ迅速に認定を行った。さらに、ISO/IEC 17025 に基づく試験所認定を確保するため、地方の小規模の試験実施機関に対し啓発を行い、うち 1 件について認定申請を検討することを確認した。 また、新規認定分野については、日本発の機能性食品等認証制度の他、2 つの食品分野の認証スキームの立ち上げについて、将来の輸出力強化につなげるため国際的に通用するスキームとなるよう継続的な助言等行っており、今後当該スキームに基づく認証機関の認定申請が見込まれる。 【実施率 100%（6/6）】	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：調査実施率は 100%であり計画における所期の目標を達成していることに加え、当該業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言の発出等、令和 2 年度同様の行動制限が想定されたことに加え、遠隔審査を希望する申請者からの要望もあり、遠隔審査のためのガイドラインを制定し、オンラインによる資料共有等が可能か確認の上、対面での審査と同等の審査が可能と判断された 2 機関に対し遠隔審査を実施した。	⑥ア 認証機関又は試験業者の審査について、6 件実施し、実施率は 100 %である。 さらに、遠隔審査を実施するためのガイドラインを制定し、認定事業者の利便性を向上させるとともに、初の試験業者の認定を 2 件実施しており、今後、更なる認証の活用により、農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化につながる事が期待される。 これらのことから、目標の水準を上回る成果が得られていると認められ

	へ通知する。		【特筆事項等について（創意工夫等）】 当該業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る緊急事態宣言の発出等、令和2年度と同様の行動制限が想定されたことに加え、遠隔審査を希望する申請者からの要望があったことから、オンラインによる資料共有等対面での審査と同様の審査を可能とする遠隔審査のためのガイドラインを制定し、これを活用して、2 機関に対し遠隔審査を実施した。また、認証機関等とメールや電話、Web 会議システムを利用する等様々な手段によりコミュニケーションを密にし、審査に必要な内容・ポイント等について確実に把握するとともに、それぞれの審査工程ごとに KPI を設定し速やかに対応するための確実な進捗管理を行った。 JAS と FAMIC 認定が同時に認定申請された試験事業者の審査においては、試験方法に関する妥当性評価要求事項に違い（JAS は妥当性確認済の試験方法のため当該要求事項に係る適合性評価の必要はない。）があり、審査の進捗に差が出る状況であった。このため、両審査の力点を適切に把握するとともに、進捗の遅い要求事項に対しては審査要員の割当てを増やす等、作業分担を管理し、両申請案件での同時の実地調査を実現して申請者の負担軽減に貢献した。また、申請者の申請を容易にするため、申請者が満たすべき国際的な審査基準（ISO/IEC 17025）について理解を促すよう審査基準を、申請者ごとに工夫し丁寧な説明を行い、顧客満足度の向上を図った。 また、適切かつ迅速な審査に必要な力量の向上を図るため、外部研修の受講や高い力量を持つ審査員による QJT 等を実施するとともに、実際の審査に当たっては、経験豊富な審査員を入れた審査チームとすることで力量が向上し、速やかな審査の実施につながった。 これら取組は、農林水産消費安全技術センター認定制度における初の試験業者（令和3年度中に2機関）を認定につながるとともに、新たな顧客の獲得につながった。	さらに、試験業者は FAMIC 認定制度のメリットについて理解を得ることが困難であったが、新たな資料の作成及び説明方法の工夫により理解が進み新たな申請を獲得することができた。 これらのことは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化につながるものであり、目標を上回る成果が得られていると認められる。	る。（評定：A）
加えて、認定業務の国際的な信頼性を向上させるための各国認定機関との相互承認締結のため、認定実績に応じた分野の申請を行い、国際相互承認審査受審のため、事務局との調整など準備を進めるとともに、相互承認締結に必要な人材の確保・育成を進める。 【重要度：高】 海外市場において JAS 認証の国際的な信用を向上させるとともに、JAS をベースとした国際規格の制定を進め、他国に先行して国内事業者が認証を取得できる環境を整備することは、我が国の農林水産業・食品産業の競争力・輸出力の強化にとって重要であり、JAS の戦略的活用が求められる。 ⑥の業務は、各国認定機関と相互承認を締結し、JAS 認証機関を国際規	イ 国際相互承認締結に向けた準備 認定業務の国際的な信頼性を向上させるための各国認定機関との相互承認締結のため、認定実績に応じた分野の申請を行い、国際相互承認審査受審のため、事務局との調整などの準備を進めるとともに、相互承認締結に必要な人材の確保・育成を進める。	<定性的指標> ◇国際相互承認に向けた取組	<主要な業務実績> イ 製品認証分野（ISO/IEC 17065）について、アジア太平洋地域認定協力機構（APAC）に対し、国際相互承認の申請の手続きを行った。早期に APAC の国際相互承認審査を受審するため、事務局からの申請に対する問合せに対応した。 また、日本認定機関協議会に参画し、国内の認定機関の動向を把握した。さらには、試験所認定分野（ISO/IEC 17025）においても、国際相互承認の申請に必要な認定実績を確保したことから、試験所認定における技術的文書の見直し等を行い申請の準備を行った。 加えて、国際相互承認の審査への準備として、一般社団法人 RMA が主催する試験所認定に必要な専門能力のセミナーや英語研修を受講することにより審査技能の向上や語学力の向上などを行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：国際相互承認締結に向け申請を行い、国際相互承認審査受審のため、事務局との調整を行い、相互承認締結に必要な人材の確保・育成を行っていることから、計画における所期の目標を達成している。	⑥イ 国際相互承認締結に向けた準備について、国際相互承認締結に向け申請を行い、国際相互承認審査受審のため、事務局との調整をおこなうとともに、相互承認締結に必要な人材の確保・育成を行っていることから、目標の水準を満たしている。（評定：B）

格等の認証機関として国際水準を満たす認定を行うなど、JASの国際化に資することから、重要度が高い。					
⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査 輸出促進法第18条第2項（輸出促進法第21条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が法第20条で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。	⑦ 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する業務 ア 登録認定機関の登録及びその更新の申請に係る調査については、次の取組を行う。 輸出促進法第18条第2項（輸出促進法第21条第2項において準用する場合を含む。）に基づく農林水産大臣の指示に従い、登録及びその更新の申請が法第20条で定める登録基準に適合しているかどうかを調査し、調査結果を農林水産大臣に報告する。	<定量的指標> ◇調査実施率：100%（調査報告件数/農林水産大臣からの調査依頼件数。調査中の案件を除く。）	<主要な業務実績> ⑦ア 輸出促進法第18条第2項（輸出促進法第21条第2項において準用する場合を含む。）に基づく登録認定機関の登録における調査2件について、業務の進行管理を適切に行い、農林水産大臣へ調査結果を報告した。 【処理率100%（2/2）】 また、登録認定機関の業務規程等の変更の届出に関する調査を行い、令和3年度に調査が終了した8件を依頼のあった農林水産省に報告した。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：調査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑦ア 輸出促進法に基づく登録認定機関の登録及び更新に係る調査について、2件実施し、調査実施率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
イ 登録認定機関及びその業務に関して関係のある事業者に対する立入検査 輸出促進法第40条第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い実施するとともに、検査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。 ウ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。 【重要度：高】 政府の農林水産物・食品の輸出額目標である2030年5兆円の達成に向け、輸出促進法に基づく登録認定機関制度を活用し、施設認定の加速化を図ることは重要。⑦の業務は、輸出先国との協議において、本制度の信頼性を証明するために必要不可欠な業務であることから、重要度が高い。	イ 輸出促進法に基づく立入検査については、登録認定機関及びその業務に関して関係のある事業者に対して次の取組を行う。 輸出促進法第40条第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い、検査結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。 ウ 行政部局の要請による調査については、適正に実施し、調査終了後は調査結果を取りまとめ、要請者に対し報告する。	<定量的指標> ◇検査実施率：100%（検査報告件数/農林水産大臣が指示した検査件数。検査中の案件を除く。）	<主要な業務実績> イ 輸出促進法第40条第1項の規定に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い5機関の登録認定機関に対する立入検査に着手し、6機関（前年度からの継続案件1件を含む。）の立入検査が令和3年度内に終了し、農林水産大臣に報告した。 なお、当該立入検査として、事業所調査9件及び立会調査3件を実施した。 【検査実施率100%（6/6）】 <主要な業務実績> 該当する事案はなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：検査実施率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	⑦イウ 輸出促進法に基づく立入検査について、事業所調査9件及び立会調査3件を実施し、検査実施率は100%であることから、事業計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-3	食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条及び第12条
当該項目の重要度、困難度	【重要度：高】 ② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務 ③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号：0069

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
① 農林水産省からの緊急要請業務	実施率	100%(報告件数/要請件数)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額(千円)	144,237	155,052	163,451	191,127	186,150
								決算額(千円)	146,259	170,773	164,843	164,798	161,275
② サーベイランス・モニタリング年次計画に従った分析業務(農林水産省依頼分析)	実施率	100%(報告分析件数/依頼分析件数)	100%(831件/831件)	100%(1,259件/1,259件)	100%(1,105件/1,105件)	100%(896件/896件)	100%(968件/968件)	経常費用(千円)	156,808	159,905	169,807	165,738	163,637
								経常利益(千円)	2,359	1,774	3,652	9,767	7,040
								行政コスト(千円)	-	-	285,468	166,680	164,654
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立(SP作成)	実施率	100%(年度内SP及び報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数)	100%(6件/6件)	100%(6件/6件)	100%(5件/5件)	100%(6件/6件)	100%(7件/7件)	行政サービス実施コスト(千円)	161,781	165,867	-	-	-
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務	実施率	100%(分析実施点数/指示点数)	100%(105点/105点)	100%(60点/60点)	100%(40点/40点)	100%(73点/73点)	100%(20点/20点)	従事人員数	14	14	14	14	14
⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持	ISO/IEC 17025への適合性の維持	-	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持	適合性を維持						

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価					
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
			業務実績	自己評価	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 農林水産省が行う食品の安全性向上の取組に資するため、食品に含有する有害化学物質の分析を進める。	3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務の実施に当たっては、調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類の赤かび病の多発によりかび毒の追加調査の依頼があった場合にあっては、創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組むものとする。	<定量的指標> ○食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務 中項目の評定は、小項目別(◇)の評定結果の積み上げにより行うものとする。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：◇小項目1（項目）×3点（A）＋小項目3（項目）×2点（B）＝9点 B：基準点（8）×9/10≦各小項目の合計点（9）＜基準点（8）×12/10 <課題と対応> 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。 <業務の評価> サーベイランス・モニタリング分析業務において追加調査を行い、農林水産省が実施する、麦類の赤かび病かび毒のリスク管理における低減指針の有効性の検証に貢献した。加えて、農林水産省と農研機構が実施する麦類におけるデオキシニパレノール-3-グルコシド（以下「DON-3-G」という。）蓄積に関する予備調査において、品種や栽培地域、栽培条件での知見を得ることに貢献した。 以上のような取組により、農林水産省が行う国民の健康の保護に貢献する施策の基盤となる有害化学物質の実態調査に大きく貢献し、FAMICの信頼性を向上させた。		評定 B <評定に至った理由> 5の小項目のうち実績のない1項目を除き、Aが1項目、Bが3項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合には、最優先で組織的に取り組み、必要な調査、分析又は検査を実施し、その結果を速やかに報告する。	① 農林水産省からの緊急命令等業務 農林水産大臣からセンター法第12条の規定に基づき調査、分析又は検査を緊急に実施するよう命令があった場合その他緊急に要請があった場合に、最優先で組織的に取り組み、機動的かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行う。 ア 緊急の命令があった場合等には、他の業務に優先して、必要な調査、分析又は検査の進行管理を適切に行いつつ機動的かつ正確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 イ 食品安全に係る有害化学物質の調査研究結果及び緊急時に活用する可能性の高い研究論文、国際規格等を平時から整理し、必要時に分析方法等を速やかに参照できる体制を維持する。 ウ 専門的知見を有する職員、分析機器及び外部有識者や外部機関に係る情報の登録・更新を行う。また、必要に応じて、緊急命令等があった場合の組織としての対応や処理の手順を見直す。	<定量的指標> ◇実施率：100%（報告件数/要請件数）	<主要な業務実績> ① 緊急に対応すべき課題が生じた場合に、迅速かつ的確に対応することができるよう、次の取組を行った。 ア 該当する事案はなかった。 イ 緊急の要請に備え、次の取組を行った。 危害要因のうち農林水産省が優先的にリスク管理を行う対象に位置付けている有害化学物質に関する分析試験方法や規程について、飼料分析基準、EU法、AOAC法、Codex規格等から検索して作成しているデータベースを最新の情報に更新した。また、要請が想定される事案ごとに研究論文や分析方法等を整理した。 ウ 緊急分析として想定される危害要因について、その内容に応じた分析技術等を有する職員及びその際に用いる分析機器（GC/MS、LC/MS/MS、ICP-MS、リアルタイムPCR等）の登録・更新を行った。また、外部有識者や外部機関の情報のデータベースを更新した。	<評定と根拠> 評定：－ 根拠：アについては農林水産省からの緊急要請がなかったため評価せず。 なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施している。	① 農林水産省からの緊急命令等業務については、実績がないため評価せず。 なお、指標のないイ、ウの業務については計画のとおり適切に実施していると評価する。

② サーベイランス・モニタリング 年次計画に従った分析業務 農林水産省が示す「令和 3 年 度食品の安全生に関する有害化学 物質のサーベイランス・モニタリ ング年次計画」において調査対 象とされた有害化学物質及び食 品のうち、農林水産省が依頼す るものについて、調査実施要領 及び仕様書に従って分析を実施 し、報告する。 【重要度：高】 ②の業務は、食品が安全かどうか を判断するための食品中の有害化学 物質の含有実態把握に寄与するもの であり、農林水産省が進める食品安 全に関するリスク管理に資する基礎 データとなることから、重要度が高 い。	② サーベイランス・モニタリング 年次計画に従った分析業務 「令和3年度食品の安全生に関す る有害化学物質のサーベイランス・ モニタリング年次計画」において 調査対象とされた有害化学物質及 び食品のうち、農林水産省からの 依頼があったものについて、進行 管理を適切に行い、調査実施 要領及び仕様書に従って分析を実 施し、農林水産省の示す様式に従 い、分析結果を的確かつ速やかに 報告する。	＜定量的指標＞ ◇実施率：100 % (報告分析件数/ 依頼分析件数)	＜主要な業務実績＞ ② 農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次 計画」に含まれる次の品目と有害化学物質の組合せについて農 林水産省から依頼のあった実態調査を、実施要領、仕様書等に 従い全て実施（依頼分析件数 968 件）し、年度内に報告を求め られていた全ての結果を農林水産省に報告した。 (表 1-3-1 参照) 【実施率 100% (968/968)】 〔農産物〕 ア 「令和 3 年度麦類のかび毒含有実態調査の実施について (令和 3 年 5 月 12 日付け 3 消安第 942 号農林水産省消費・安 全局農産安全管理課長通知)」に基づき、依頼のあった小麦、 大麦及びライ麦中のかび毒（民間の分析機関では対応が困 難な DON-3-G を含む。）※888 件の分析を実施し、その結果 を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。 イ 「令和 3 年度麦類のかび毒含有実態調査（追加調査）の実 施について（令和 3 年 7 月 16 日付け 3 消安第 942 号-1 農林水 産省消費・安全局農産安全管理課長通知)」に基づき、依頼 のあった小麦、大麦及びライ麦中のかび毒（民間の分析機関 では対応が困難な DON-3-G を含む。）※51 件の分析を実施し、 その結果を調査実施要領及び仕様書に従い報告した。 ウ 「令和 3 年度小麦及び大麦のデオキシニバレノール及び DON-3-G 蓄積に関する予備調査の実施について（令和 3 年 11 月 30 日付け 3 消安第 4576 号農林水産省消費・安全局農産安全 管理課長通知)」に基づき、依頼のあった小麦及び大麦中のか び毒（民間の分析機関では対応が困難な DON-3-G を含む。）※ 29 件の分析を実施し、その結果を調査実施要領及び仕様書に 従い報告した。 ※1：タイプ B トリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、 ニバレノール（NIV）、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセ チルNIV、DON-3-G）、タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシ ン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール）、ゼアラレ ノン（ZEN）、麦角アルカロイド類（エルゴクリスチン、エルゴクリ スチニン、エルゴタミン、エルゴタミニン、エルゴクリプチン、 エルゴクリプチニン、エルゴメトリン、エルゴメトリン、エル ゴシン、エルゴシニン、エルゴコルニン、エルゴコルニ ン） ※2：タイプ B トリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、 ニバレノール（NIV）、3-アセチルDON、15-アセチルDON、4-アセ チルNIV、DON-3-G ）、タイプ A トリコテセン類（T-2 トキシ ン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノール）、ゼアラレ ノン（ZEN） ※3：タイプ B トリコテセン類（デオキシニバレノール（DON）、 ニバレノール（NIV）、DON-3-G ）」 【特筆事項等について（努力・工夫等）】 サーベイランス・モニタリング分析年次計画による年度当初 の依頼件数に加えて、追加調査及び予備調査の依頼があったこ とから、標準試薬の不足や分析時間の不足といった問題が生じ たため次の取組を行った。	＜評定と根拠＞ 評定：A 根拠：農林水産省からの依頼 分析件数に対する報告分析件 数は 100%であり、計画にお ける所期の目標を達成してい る。年度当初の依頼に加え、 追加分析として小麦 10 試料 （30 件）、大麦 7 試料（21 件） を実施した。また、予備調査 として、小麦 14 試料、大麦 15 試料について DON-3-G の分析 を実施し計画における所期の 目標を上回る成果が得られて いると認められる。	② サーベイランス・モニタ リング年次計画に従った 分析業務について、農林 水産省が依頼した実態調 査に係る分析（依頼分析 件数：968 件）を実施 し、実施率は 100 %であ る。 なお、追加で依頼した 「麦類のかび毒実態調 査」及び「デオキシニバ レノール及びDON-3-G蓄積 に関する予備調査」につ いては、民間分析機関で は実施困難なかび毒 （DON-3-G）を含め分析を 実施しており、農林水産 省が実施する麦類の赤か び病かび毒のリスク管理 における低減指針の有効 性の検証及び農林水産省 と農研機構が実施する麦 類中のDON-3-G蓄積に関す る調査における、品種や 栽培地域、栽培条件での 新たな知見を得ることに 貢献している。 これらのことから、事 業計画における所期の目 標を上回る成果が得られ ていると認められる。 （評定：A）
---	---	--	--	--	--

			- 分析ランを工夫し一般試薬の節減を計るとともに、輸入先の国において、ロックダウンの影響が残っており、標準試薬の製造、輸送に時間を要し、必要期間までに入手困難となったことから、標準試薬を効率良く使用し、不足分を補った - 分析要員を機動的に配置するため、他の業務を実施している要員を含めチーム全員で対応できるよう体制を構築し取り組んだ - 分析要員の再配置により、分析機器の昼夜兼行運転することを可能とし、分析、解析を同時進行させ分析時間の短縮に取り組んだ これらの取組により、分析の効率化を実現し、①かび毒汚染の蓋然性が高いと推察される地域に対する、赤かび病防除対策かび毒低減対策の有効性の検証のためのイの追加調査、②DON-3-Gの植物体内での蓄積性に関するデータの蓄積のためのウの予備調査を実施することができた。 これにより、①農林水産省が実施する麦類の赤かび病かび毒のリスク管理における低減指針の有効性の検証②農林水産省と農研機構が実施する麦類中のDON-3-G蓄積に関する調査における、品種や栽培地域、栽培条件での新たな知見を得ることに貢献した。また、新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置のなか、感染防止対策を確実にを行い、分析要員の確保に努力し、切れ目のない分析業務を実現した。		
③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 すでに分析能力を確立している一部のかび毒分析等に加えてサーベイランス・モニタリングの確認分析や民間分析機関で分析困難な有害化学物質の分析を可能にするため、農林水産省が指示する有害化学物質と食品の組合せについて、コーデックス委員会が示す妥当性の規準を満足する信頼性データを備えた分析の標準作業手順書（SOP）を作成し、必要に応じ改正し、分析能力を確立する。 【重要度：高】 ③の業務は、分析法が確立していない有害化学物質と食品の組合せについて、農林水産省の指示に基づき、サーベイランスを行う前に分析能力を確立するものであり、農林水産省が進める食品安全に関するリスク管理に必要不可欠であることから、重要度が高い。	③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立 農林水産省が調査を検討しており、サーベイランス・モニタリングの確認分析の必要性が高い有害化学物質や民間分析機関での対応が困難な有害化学物質等について、コーデックス委員会の示す妥当性の規準を満たす試験法の標準作業手順書（SOP）を作成、必要に応じ改正し、分析能力の確立に取り組む。	<定量的指標> ◇実施率：100% （年度内SOP及び報告書作成数/年度内に分析能力を確立するよう農林水産省が指示する課題数）	<主要な業務実績> ③ 農林水産省からの指示、「令和3年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（令和3年4月19日付け3消安第383号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、農林水産省が調査を検討しており民間分析機関での対応が困難な7つの危害要因と食品の組合せ等について取り組み、うち、次のアのとおり、3件の標準作業手順書（SOP）を作成し、イのとおり4件の取組結果を報告した。 【実施率100%（7/7）】 ア 作成したSOP - LC-MS/MSによるかび毒の一斉分析標準作業書（小麦、大麦、ライ麦、ハトムギ及びソバ） - LC-MS/MSによるフキ及びフキノトウ中のピロリジジナルカロイド類分析標準作業書（高濃度分析法） - LC-MS/MSによる麦角アルカロイドの分析標準作業書（小麦、大麦、ライ麦、ハトムギおよびソバ） イ 取組を報告した危害要因 - LC-MS/MSによる麦類（小麦、大麦）のニバレノール-3-グルコシド（妥当性確認を実施し良好な結果が得られた。） - LC-MS/MSによるハトムギ玄穀、玄ソバのタイプBトリコテセン類、タイプAトリコテセン類、ゼアラレノン、アフラトキシン類、オクラトキシン類（妥当性確認を実施し良好な結果が得られた。） - LC-MS/MSによるキク科、ムラサキ科植物のピロリジジンア	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの指示課題数に対する報告分析件数は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 食品安全に係る有害化学物質の分析能力の確立について、SOP作成3件及び取組結果報告4件を実施し、実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成している。（評定：B）

			ルカロイド類分析標準作業書（キク科植物のスイズエンジナについて、制定済みの作業書を元に検討を行い、妥当性確認を実施した。） ・GC-MS/MS によるクロロプロパノール類及びその関連物質（乳児用調整乳（粉、液体））（クロロプロパノール類及びその関連物質のうち、2-MCPD 脂肪酸エステル類、3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリンドール脂肪酸エステル類についての Dubois M らの方法が、欧州委員会が定める性能規準を満たすことを確認した。）		
④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、調査試料のうち農林水産省が指示するものについてクロスチェック（相互検証）を実施する。	④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務 農林水産省が実施する有害化学物質等の含有実態調査の分析値の信頼性を確認するため、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェック（相互検証）を実施する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（分析実施点数/指示点数）	<主要な業務実績> ④ 農林水産省からの指示「令和3年度食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害化学物質の分析業務について（令和3年4月19日付け3消安第383号農林水産省消費・安全局長通知）」に基づき、実態調査の分析値の信頼性を確認するため、次の危害要因と調査試料の組合せについて、農林水産省が指示する調査試料についてクロスチェックを行うために分析を実施し、その結果を報告した。 【実施率100%（20/20）】 ・タイプAトリコテセン類、タイプBトリコテセン類、ゼアラレノン(ZEN)、アフラトキシン類（ハトムギ10点） ・トロパンアルカロイド類（大豆5点、ソバ5点）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：農林水産省からの指示点数に対する分析実施点数は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	④ サーベイランス・モニタリングの確認分析業務について、農林水産省が指示した調査試料20点の分析を実施し、実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成している。（評定：B）
⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）に基づき、認定機関による更新審査の結果を踏まえ、全ての要求事項に適合し認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。	⑤ ISO/IEC 17025 要求事項への適合の維持 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するため、平成25年度に適合認定を取得した「ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「一般要求事項」という。）に基づき、認定機関によって実施される更新審査の結果を踏まえ、引き続き全ての要求事項に適合し、認定試験所としての体制を維持する。 また、認定を受けた麦類のかび毒の分析試験以外の分析試験についても、その品質を保証するため、一般要求事項に適合したマネジメントの構築、維持を目指す。	<定性的指標> ◇ISO/IEC 17025 への適合性の維持	<主要な業務実績> ⑤ ISO/IEC 17025:2017 による本部の試験所認定（LC-MS/MS による小麦及び大麦中の赤かび病かび毒の定量試験）について、内部監査を実施するとともに、マネジメントレビューを実施して継続的改善を図った。また、令和3年6月23日に行われた認定機関による更新審査で、一般要求事項に適合していると評価され、令和4年2月1日付けで認定が更新され、認定試験所としての体制を維持した。 なお、加工食品中のアクリルアミド定量試験について、ISO/IEC 17025:2005 の要求事項に適合し、信頼性の高い分析データを提供する能力があることを自ら表明する自己適合を平成30年度から本部と神戸センターとのマルチサイトで宣言しており、令和3年度中に本部、神戸両サイトにおいて ISO/IEC 17025:2017 へ移行した。 外部技能試験については次の危害要因と食品の組合せについて取り組んだ。 ・デオキシニバレノール (DON)、ゼアラレノン(ZEN)、T-2 トキシン、HT-2 トキシン（小麦粉） ・麦角アルカロイド類（ライ麦） ・アクリルアミド（ポテトクリスプ）	<評定と根拠> 評定：B 根拠：ISO/IEC 17025:2017 による本部の試験所認定の更新審査において、一般要求事項に適合していると評価され、認定が更新されたことから、ISO/IEC 17025:2017 に基づく品質保証体制を維持しており、目標の水準を満たしている。	⑤ 農林水産省が行う食品の安全性に関するリスク管理を推進する上で必要とする調査分析の品質を保証するために取得した ISO/IEC 17025:2017 認定が、審査の結果更新され、引き続き適合性を維持していることから、目標の水準を満たしている。（評定：B）

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第1-4	その他の業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠	センター法第10条第1項第1号、第2号、第6号及び第11号並びに第2項第8号 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
当該項目の重要度、困難度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省3-④ 行政事業レビューシート事業番号：0069

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
(1) カルタヘナ法関係業務	実施率	100%(報告件数/立入検査件数)	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	実績なし	予算額（千円）	438,692	428,051	471,535	490,683	493,539
								決算額（千円）	419,353	428,640	467,264	476,859	478,451
(2) 情報提供業務	顧客満足度	5段階評価平均値3.5以上						経常費用（千円）	451,813	463,553	482,725	469,482	463,294
① ホームページ等による情報提供		(ホームページ)	3.8	3.9	3.7	3.8	3.8	経常利益（千円）	11,349	13,445	15,171	31,570	18,921
		(メールマガジン)	3.9	4.0	4.0	4.2	4.1	行政コスト（千円）	-	-	869,810	471,478	465,550
		(広報誌)	4.2	3.9	4.3	4.2	4.2	行政サービス実施コスト（千円）	462,028	478,239	-	-	-
② 事業者等からの講師派遣依頼等	顧客満足度	5段階評価平均値3.5以上	4.6	4.6	4.4	4.3	4.5	従事人員数	47	47	47	48	48
③講習会の開催	顧客満足度	5段階評価平均値3.5以上	3.9	4.2	4.2	4.3	4.3						
③ 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上	外部技能試験の実施予定数に対する実施率	100%(参加回数/計画回数)	100%(16/16)	100%(16/16)	100%(15/15)	100%(12/12)	100%(10/10)						
① 分析業務の精度管理													
② 技術研修の実施	実施率	100%(実施件数/計画件数)	100%(48/48)	100%(48/48)	100%(49/49)	100%(33/33)	100%(35/35)						
(4) 関係機関との連携	研修・講座の開催についての連携	-	1回	1回	3回	4回	2回						
① 国民生活センターとの連携													
② 国際技術協力要請（専門家の派遣）	実施率	100%(専門家の派遣実施件数及び海外からの研修員の受入件数/依頼件数)	100%(2/2)	100%(1/1)	100%(2/2)	実績なし	100%(2/2)						
② 国際技術協力要請（海外研修員の受入）			100%(6/6)	100%(5/5)	100%(3/3)	実績なし							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
年度目標	事業計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価		
4 その他の業務	4 その他の業務 その他の業務の実施に当たっては、各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとする。	＜定量的指標＞ ○その他の業務 中項目の評定は、小項目別（◇）の評定結果の積み上げにより行うものとする。	＜評定と根拠＞ 評定：B 根拠：◇小項目7（項目）×2点（B）＝14点 B：基準点（14）×9/10≦各小項目の合計点（12）＜基準点（14）×12/10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に基づき適切に対応する。 ＜業務の評価＞ 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施した。		評定 B	＜評定に至った理由＞ 8の小項目のうち実績のない1項目を除き、Bが7項目であり、小項目を積み上げた項目別評定はBであったため。 ※小項目の点数の計算結果は法人の自己評価と同じ。 具体的には、次のとおり。
(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書等の的確かつ円滑な実施を確保し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	(1) カルタヘナ法関係業務 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。「カルタヘナ法」という。）第32条第1項の規定に基づき、同条第2項の農林水産大臣の指示に従い、立入り、質問、検査及び収去を実施し、その結果を指示した期間内に農林水産大臣に報告する。	＜定量的指標＞ ◇実施率：100% （報告件数/立入検査件数）	＜主要な業務実績＞ 該当する事案はなかった。	＜評定と根拠＞ 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	(1) カルタヘナ法関係業務について、実績がないため評価せず。（評定：－）	
(2) 情報提供業務 国民の食に関する知識や食品に対する信頼性の向上及び安全で信頼できる農産物の生産・流通に資するため、農業生産資材及び食品の安全性、JAS、食品表示等に関する情報、科学的知見、各種制度や検査結果など、FAMICの業務に関して生産者、事業者等の関心の高い情報を、ホームページ、メールマガジン、広報誌及び講習会等の実施により分かりやすく提供する。このため、以下の取組を行う。	(2) 情報提供業務					

① ホームページ等による情報提供 ホームページ、メールマガジン、広報誌等を通じて、国民に対し、肥料、農薬、飼料、飼料添加物等の農業生産資材の安全性に関する情報や、JAS、食品表示等に関する情報を分かりやすく提供する。 ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。	① ホームページ等による情報提供 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS 等に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農業生産資材の安全性に関する情報や企業等からの相談事例等を速やかに提供する。 イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを毎月3回以上配信する。 ウ 業務に関連した情報や知見などを分かりやすく提供するため、広報誌を4回以上発行する。 エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を年10回以上開催する。 オ ホームページ、メールマガジン及び広報誌については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5	<定量的指標>◇ 顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）	<主要な業務実績> ① 情報提供業務を的確に行うため、次の取組を行った。 ア ホームページの情報の内容を適宜更新することにより、JAS 製品の品質に関する情報、食品表示に関する情報、農薬登録に関する情報、農薬・肥料・土壌改良資材・飼料・飼料添加物・ペットフードの安全性に関する情報や企業等からの相談事例等をホームページに速やかに掲載した。（更新回数 212 回、アクセス回数 478, 161 回） 〔ホームページの主な掲載内容〕 ・食品等検査関係情報（JAS、食品表示、調査研究報告、分析マニュアル等） ・農薬検査関係情報（登録・失効情報、農薬登録申請、GLP 適合確認申請等） ・肥飼料検査関係情報（関係法令・通知、肥料登録申請手続き、肥料等試験法・飼料分析法・愛玩動物用飼料等の検査法、検査結果の公表等） ・OIE コラボレーティング・センターとしての活動（輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、分析法、ハザードカード、飼料研究報告（要旨）等）・ISO・Codex・国際協力関連情報・センター情報（行事・講習会等情報、相談窓口等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） イ 内閣府食品安全委員会等の動向や食品の安全と消費者の信頼の確保に関する情報を事業者等に対して速やかに提供するため、希望者にメールマガジンを49回（3月末現在登録者数6,425、延べ配信数312,634通）配信した。 〔メールマガジンの主な掲載内容〕 FAMIC の情報（行事・講習会等）及び食の安全と消費者の信頼確保に関する情報（各府省の報道発表資料等） ウ 業務に関連した情報や知見などをわかりやすく提供するため、広報誌「大きな目小さな目」を4回（毎回5,000部）発行し、学校・教育関係機関等に配付した。また、写真やイラストを多用しつつ、出来る限り消費者が分かりやすい表現となるよう工夫した。 〔広報誌の主な掲載内容〕 ・食品、肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・Q&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス エ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を11回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌、イベント等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行った。 オ 利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施した。各業務の顧客満足度（5段階評価）の平均値は、次のとおり3.5以上の評価であった。 ・ホームページ 3.8	<評定と根拠> 評定：B 根拠：ホームページ、メールマガジン及び広報誌の顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。	(2) ① ホームページ等による情報提供について、アンケート調査等により顧客満足度は5段階評価の平均で3.5以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
---	---	---	--	--	---

	段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が 5 段階評価で 3.5 未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		・メールマガジン 4.1 ・広報誌 4.2		
② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、事業者等の求める情報の内容に留意しつつ、検査等業務を通じて蓄積した専門的・技術的な知見を活用して情報を提供する。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。 事業者等からの講習・講師派遣依頼等については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5 段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標とする。	② 事業者等からの講師派遣依頼等 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等に対して、適切かつ積極的に対応するため、以下の取組を行う。また、消費者からの相談が寄せられた場合は、行政サービスの一環として対応する。 ア 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資する技術的な情報を提供する講習会等へ、講師を積極的に派遣する。 イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため顧客満足度が高かった講習等で使用したテキスト等のデータベース化やその更新等を行う。 ウ 新たな原料原産地表示への対応を含む事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、受け付けた相談を整理し、重要な事例を相談事例集に収録し、相談業務処理マニュアルの改善を行う。 エ 事業者等からの依頼による講習会及び講師派遣については、サービスの受け手である依頼者や利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5 段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が 5 段階評価で 3.5 未満の場合には、その原因	<定量的指標> ◇顧客満足度：3.5 以上（5 段階評価平均値）	<主要な業務実績> ② 事業者等からの講習・講師派遣依頼や相談等を適切かつ積極的に対応するため、次の取組を行った。 ア 事業者等から依頼を受けて、講習会に 49 回（参加者 5,755 名）役職員を講師として派遣した。 事業者等からの要請に応じて、委員会等に役職員を 43 回派遣した。 イ 事業者等からの講習・講師派遣依頼等に適切に対応するため、顧客満足度が高かった講習会で使用したテキスト等のデータベース化を新規 16 件、更新を 7 件行い、テキスト等作成作業の効率化を行った。（データベース化されたテキスト等 71 件） ウ 相談窓口業務においては、事業者等からの食品の品質等に関する相談 5,176 件（うち、新たな原料原産地表示に関する相談 94 件）に対応した。 また、消費者からの相談は、行政サービスの一環として対応した。（表 1-4-1 参照） 事業者等からの相談への対応の質の向上を図るため、相談対応マニュアルを見直すとともに、受け付けた相談を整理し、重要な事例 3 件を「企業相談事例集」に追加収録するとともに既存の収録内容を精査した。（全収録数 43 件） エ 提供情報の的確性、わかりやすさ、受講者のニーズ及び業務の成果・効果の把握等に資するため講師派遣、依頼に基づく研修の業務について、利用者に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の業務への活用について把握した。顧客満足度（5 段階評価）の平均値は、4.5 であった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度 3.5 以上であり、計画における所期の目標を達成している。	② 事業者等からの講師派遣依頼等について、アンケート調査等で顧客満足度は、5 段階評価平均で 3.5 以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

		を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。			
③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、分析技術、食品の品質・表示等に関する講習会を開催する。 FAMIC が主催する講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、アンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標とする。	③ 講習会の開催 農業生産資材の安全等の確保、農林水産分野に関する標準化施策の推進、食品表示の適正化等に資するため、検査等業務を通じて蓄積された技術的知見を事業者等へ提供するものに特化し、次の取組を行う。 ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を、参加者の利便性などに配慮したWeb配信による開催なども検討したうえで開催し、事業者ニーズへの対応を図る。 イ 都道府県の職員を対象に、肥料の分析に関する講習会を1回以上開催する。 ウ 都道府県の消費生活センターの職員等を対象に、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回以上開催する。 エ 主催講習会については、サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、5段階評価で3.5以上の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。	<定量的指標> ◇顧客満足度：3.5以上（5段階評価平均値）	<主要な業務実績> ③ 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。 ア JAS 制度の情報提供を目的とする講習会を4回開催した。この他に、北海道農政事務所と連携して原料原産地表示制度等に関する講習会を2回、食品表示基準に関する講習会を1回、合計7回（参加者計93名）の講習会を開催した。また、横浜事務所、神戸センター及び福岡センターにおいては、web会議システムを利用した講習会を各1回開催し、利用者の利便性を向上したことにより、いずれも高評価を得ることができた。 イ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策へ対応するため、都道府県の職員を対象とする「肥料分析実務者研修」を1回（参加者31名(25都道府県)）、リモートで開催した。 ウ 都道府県の消費者担当部局及び消費生活センター職員等を対象として、食品の品質、検査分析技術等に関する研修を7回（参加者46名）及び都道府県の飼料業務担当の職員を対象として飼料等安全性検査技術に関する研修を2回（参加者57名）開催した。 エ サービスの受け手である利用者等の声を反映した業務の改善を図るため、主催講習会について、利用者等に対するアンケート調査による効果測定を実施するとともに受講者による今後の主催講習会への活用について把握した。各業務の顧客満足度（5段階評価）の平均値は、4.2であった。また、顧客満足度が5段階評価で3.5未満のものはなかった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：顧客満足度3.5以上であり、計画における所期の目標を達成している。	③ 講習会について、アンケート調査等により顧客満足度は、5段階評価平均で3.5以上となっていることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。	(3) 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上 検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上を図るため、以下の取組を行う。				
① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、外部技能試験への参加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。	① 分析業務の精度管理 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保するため、ISO/IEC 17025の考え方にに基づき、作業手順書等の基準文書に基づく業務管理及び技術管理を推進し、外部技能試験への参	<定量的指標> ◇外部技能試験の実施予定数に対する実施率：100%（参加回数/計画件数）	<主要な業務実績> ① 分析試験等の信頼性確保を図る観点から、引き続きISO/IEC 17025の自己適合宣言の取組を推進した。 ア 加工食品中のアクリルアミドの定量試験等6試験項目については、自己適合宣言を維持した。 イ とうもろこしのかび毒の分析については、自己適合宣言の対象範囲を	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり外部技能試験を実施した。またISO/IEC 17025:2017自己適合宣言に向けて取組を	① 分析試験を伴う検査等業務に係る信頼性を確保について、外部技能試験を10件実施し、実施率100%である。

	加等、個別の分析業務の目的に応じた精度管理を行う。		地域センターに拡大した。 ウ これと並行して、手順書の改正など ISO/IEC 17025:2017 への移行に向けた取組を進めた。 また、ISO/IEC 17025:2017 の自己適合宣言への取組のほか、検査・分析に係る信頼性を確保するため、検査等業務に応じて次の取組を行った。 ○肥料の検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い、肥料試験品質マニュアル及び信頼性確保に係る手順書等に基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、担当部長をラボラトリマネジメントとし、肥料試験マネジメントシステムのマネジメントレビューを行い、内部監査、外部精度管理、内部品質管理等の結果を検証した。 ○農薬の検査・分析 ISO/IEC 17025:2005 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。また、ISO/IEC 17025:2017 に準拠したマネジメントシステムに移行し運用を開始した。 ○飼料及び飼料添加物並びにペットフードの検査・分析 ISO/IEC 17025:2017 の考え方に従い構築した分析業務管理システムに基づき、業務管理及び技術管理を行った。 ○食品等の検査・分析 ISO/IEC 17025:2005 の考え方に従い、基準文書に基づき、試験を実施し、試験実施記録等の必要な記録の励行と確認を行った。また、ISO/IEC 17025:2017 に準拠したマネジメントシステムに移行する作業に引き続き取り組んだ。 全ての分析試験業務について内部精度管理を適正に実施するとともに、ISO/IEC 17025:2005 に基づくマネジメントシステムを構築した業務等については外部機関が主催する技能試験に検査分析に携わる職員を参加（10 回、延べ 33 名）させた。 【実施率 100%（10/10）】	進め、国際的に通用する ISO 規格に準拠したマネジメントシステムの体制を構築しており、事業計画における所期の目標を達成している。	また、分析試験の信頼性確保のために ISO/IEC 17025 の自己適合宣言について取組を実施していることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）
② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施する。	② 技術研修の実施 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力の継続的向上を推進するため、令和 3 年度職員技術研修計画に基づき、分析技術、分析機器の操作、分析の精度管理、関係法令に基づく立入検査、その他検査等業務の的確な遂行に必要な研修を実施する。	<定量的指標> ◇実施率：100%（実施件数/計画件数）	<主要な業務実績> ② 検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるため、令和 3 年度職員技術研修計画（全 35 件）に基づき、次のとおり研修を行った。【実施率 100%（35/35）】 研修の実施に当たっては、研修効果の適切な評価に資するためのアンケート等により研修効果を検証するとともに、事前学習課題を配布するなど、効果的な実施に取り組んだ。 なお、令和 3 年度は、ISO/IEC 国際標準化研修（初級編）及び同研修（中級編）計 2 件の研修を新たに実施した。 ・新規採用者技術研修等 2 件 新規採用者等を対象とした研修のほか、採用後 3 年目程度の職員を対象とした研修を実施した。 ・外国語力強化研修 1 件 業務上必要な英語力を習得するための英語力強化研修を行った。 ・業務技術研修 32 件 各法令に基づく立入検査に関する知識及び技術を習得するための JAS 法又は食品表示法に基づく立入検査員内部研修や農薬取締法に基づく立入検査に係る研修に加え、ISO/IEC 17025 内部監査員研修や ISO 9000 審査員研修、GMP ガイドライン検査員養成研修等を行った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：計画のとおり検査等業務の的確な遂行に必要な研修を計画的に実施しており、所期の目標を達成している。	② 技術研修について、検査・分析、立入検査、調査等の業務に携わる職員の業務遂行能力を継続的に向上させるために 33 件実施し、実施率は 100% であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

			令和3年度職員技術研修計画に基づく研修のほか、業務の遂行に必要な調査研究倫理研修、新 JAS 等内部伝達研修、農薬残留分析基礎研修等を適宜実施した。		
(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、相互の協力を推進することとし、講師派遣等について両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	(4) 関係機関との連携 ① 国民生活センターとの連携 独立行政法人国民生活センターとの連携については、両者間の連携・協力に関する合意に基づき、適切に対応する。	<定性的指標> ◇研修・講座の開催についての連携	<主要な業務実績> ① 独立行政法人国民生活センター（以下「国セン」という。）との協定（平成23年5月17日締結）に基づく、FAMICが分析対応する事案はなかった。 なお、国センとの合意（平成20年3月3日合意）に基づきFAMICの主催する研修会の講師として国セン職員の招へい（2回）、本部に設置されたPIO-NETの端末の利用等の連携を図った。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：研修・講座の開催についての連携を適切に実施しており、目標の水準を満たしている	(4)① 国民生活センターとの連携について、研修会の講師として職員の招へい、商品テスト検討・評価委員会への委員派遣などを実施していることから、目標の水準を満たしている。（評定：B）
② 国際技術協力要請 独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	② 国際技術協力要請 農林水産省、独立行政法人国際協力機構等の関係機関からの国際技術協力等の要請については、国内活動及び専門家の海外派遣を行うとともに、海外からの研修員の受入れを行う。	<定量的指標> ◇実施率：100% （専門家の派遣実施件数及び海外からの研修員の受入件数/依頼件数）	<主要な業務実績> ② 本年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う海外出入国規制の影響により、JICA 等関係機関から派遣要請はなく、実地による実績はなかった。 JICA からの要請により、FAMIC の業務概要に関する研修をオンラインで2回（延べ13か国、18名）実施した。 なお、オンラインでの研修を円滑に実施するとともに研修生の要望に応えることができるよう努めるべく、要請先の研修担当者事前調整を行うことで、効率的かつ効果的に実施することができた。 【実施率100%（2/2）】	<評定と根拠> 評定：B 根拠：要請のあった海外からの研修員受入実施率が100%であり、事業計画における所期の目標を達成している。	② 国際技術協力業務について、養成に基づき実施しており、実施率は100%であることから、計画における所期の目標を達成していると認められる。（評定：B）

4. その他参考情報